

午前10時開会

○友永修議長

ただいまから本日の会議を開きます。

まず、議員出席状況を事務局長から報告させます。

○西田淳一事務局長

本日の議員出席状況を御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

以上、報告を終わります。

○友永修議長

次に、本日の会議録署名者を会議規則第81条の規定により、私から22番松本議員、23番中井議員を指名します。

○友永修議長

これより日程に入ります。

各常任委員会に付託しておりました議案の審査がそれぞれ……。〔発言する者あり〕

○友永修議長

何か。

〔「動議」の声あり〕

○5番 高比良正明議員

動議の説明をいたします。

昨日、幹事長会で、市長もなくなしたので、議長から渡すのもやめましょうと議長が提案をしてきた、全国大会出場スポーツ選手などへの奨励金制度について、虚偽説明をもって誤った判断へと誘導したことに対する議長の訂正と謝罪を求めます。

奨励金は、お渡しする基準の差異はあるものの、全国大会出場への個人は、市長から3000円、スポーツ振興課から3万円など、金額だけを見れば拡大されているにもかかわらず、議長は、個人としてはと前置きをして、廃止を各幹事長に持ちかけています。

それだけではなく、私や他の参加者に対して、あなたも3月議会の条例案に賛成したでしょと、それを信じ込ませるように虚

偽の発言を繰り返しております。

しかし、変更されたのは内規であり、議案に関わるものとあえて言うのであれば、市長交際費と10款教育費、一般体育振興費のスポーツ振興事業767万円のうちの報奨金名目310万円で、私のように質問の多い議員でも分かるはずがないような予算金額内にあり、今年の予算委員会でも誰も質問をしておりません。

このような中、私が求めた説明員も呼ばず、自分の意見を真っ先に告げ、即決をさせようともくろんだことは、市長がやるから議会もといった、議長として二元代表制をも踏みにじる発言も含め、議会を欺き、おとしめる行為であることから、議長の発言の訂正と謝罪を求めるものです。

○友永修議長

動議がありますが、この動議に賛成の議員はいらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

所定の賛成者がおられませんので、動議は不成立です。

元の議事に戻ります。

○友永修議長

これより日程に入ります。

各常任委員会に付託しておりました議案の審査がそれぞれ終了した旨の報告がありましたので、この際、各議案を議題に供し、関係各委員長の報告を求め、本会議における審議を続行します。

まず、日程第1、議案第35号及び日程第2、議案第37号から日程第11、議案第46号までの10件を合わせた、以上11件を一括議題とします。

本各件について、まず総務常任委員長の報告を求めます。宇野委員長。

〔宇野真悟委員長登壇〕

○12番 宇野真悟議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第35号、議案第42号、議案第43号、議案第45号及び議案第46号の以上5件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る6月30日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○友永修議長

次に、文教民生常任委員長の報告を求めます。南委員長。

(南加代子委員長登壇)

○14番 南加代子議員

御指名によりまして、文教民生常任委員会における付託議案のうち、議案第37号及び議案第38号の2件の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

去る6月26日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、文教民生常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○友永修議長

次に、事業常任委員長の報告を求めます。岸田委員長。

(岸田厚委員長登壇)

○24番 岸田厚議員

御指名によりまして、事業常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第39号及び議案第44号の2件でありまして、去る6月29日、本委員会を開会し、慎重審

査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、事業常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○友永修議長

次に、予算常任委員長の報告を求めます。松本委員長。

(松本妙子委員長登壇)

○22番 松本妙子議員

御指名によりまして、予算常任委員会における付託議案の審査結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第40号及び議案第41号の2件でありまして、昨日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、満場一致をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、予算常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○友永修議長

ただいまの各委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

おはようございます。高比良正明です。本日8回登壇をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、6月24日、海老原議員から、前日の沖縄慰霊の日になんで、かりゆしを着

ていたとの発言がありましたけれども、23日に着るかりゆしは、この喪服であるということを指摘しておきます。

そして、何より、37号では、こども園廃園に賛成しているわけではないとの結論を先にお話しをしておきます。

本案では、大芝幼稚園、光明幼稚園の春木・大芝こども園、桜台・光明こども園への合併に伴い、条例を現状に合わせるものです。

この幼保再編が、岸和田市教育大綱の策定、実現に向けて話し合われた岸和田市総合教育会議の2018年度第2回目となる8月16日に、家業である社会福祉法人阪南福祉事業会の意を受けてか、公立幼稚園・保育所の全廃止とするゼロベースでの事務事業の総点検との暴論を永野市長が掲げたことに端を発すると忘れてはなりません。

本案に反対し、条例上で両幼稚園を残せば、現実の幼稚園も残るのであれば明確に反対をするものですが、条例が改正されないことによって、事務手続などにそごを生じるだけのものである以上、賛成せざるを得ません。

今後も続きますが、市長による失政及び議会の事なかれ主義、市民への市政情報告知不足が後を引く厄災を増産するのだとして、賛成討論といたします。

続きまして、議案第44号大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について。

本案審議では、2018年に中核市となったばかりの八尾市が企業団の中で最大規模の加入自治体であり、組織として脆弱であること、企業団と水道事業を統合していない堺市の永藤市長が代表の企業長を務めている矛盾を、6月29日の事業常任委員会で河合議員が指摘をしております。

この問題については、同月25日の企業団会議でも、殿本副議長が本市を代表して上

意下達をしております。

また、同月23日には、小西議員が災害時の上水について問題視をする質問がありました。

これは、私が2024年6月28日、部外者である堺市が企業長として、災害や入札など、私たちに影響するようなことを本市市民や議員に直接決めさせることなく、むしろ本市を部外者として扱うような制度の中で、本市は自己決定権を放棄してよいのかと問い、共産党も含めて何度も言われております企業団統合への反対討論発言に通じます。

所属会派であるきしわだ未来が行った賛成に、背中から鋭く突き刺す新人議員の質問は、まさに市民の声として、本市の統合に賛成した議員は重く受け止めるべきです。

これら矛盾の上に、来年度より泉大津市、箕面市、門真市の3市が統合されるのであれば、不安が払拭されることはなく、絵本『スイミー』のように、協力の大切さを学ぶ実験としてすら適当かは、歴史の判断を待たねばなりません。

ここ数十年、世界各地で民営化として、住民生活に不可欠なインフラ事業までを民間企業に委託してしまう流れができてしまい、本来、住民のものであるはずの公共財産が営利の論理で支配をされ、人々の生活に影響を与えています。企業団加入自治体の拡大もまた、それに乗るものです。

しかし、公共サービスの質と労働環境を住民の手に取り戻すとの観点から、地域主権主義にのっとりた再公営化の流れも始まりつつあり、本議案がそれに逆行するものだとも知っておかねばなりません。

行動経済学の観点から、人はしばしば近視眼的な損失回避に走りやすいとされます。それに逆らうのが熟考と熟議を持った政治の知恵です。

本市議会の図書購入費が私の提案で3万

円に倍増したとはいえ、本市より議員定数が5名少ない泉佐野市議会の図書費が10万8000円であることは、本市議会基本条例第4条にある自己の能力を高める不断の研さんが未達で、議員の不勉強ぶりを示しますし、それは本日、後に行われる政務活動費条例案で結実します。

本案がハーメルンの笛吹きであった場合、直ちに離脱をし、市民を守る知恵をしたためることを条件として、今回は企業団拡大に賛成と討論をしておきます。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第35号及び議案第37号から議案第46号までの10件を合わせた、以上11件を一括採決します。

本各件について、各委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本各件は、各委員長の報告のとおり、原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第12、議案第34号及び日程第13、議案第36号の2件を一括議題とします。

本各件について、総務常任委員長の報告を求めます。

(宇野真悟委員長登壇)

○12番 宇野真悟議員

御指名によりまして、総務常任委員会における付託議案のうち、議案第34号及び議案第36号の2件についての審査の経過並び

にその結果につきまして、私より御報告申し上げます。

本各件は、去る6月30日、本委員会を開会し、慎重審査の結果、御配付いたしております報告書の写しのとおり、賛成多数をもって原案を可とすることに決定した次第であります。

以上、誠に簡単ではありますが、総務常任委員会における付託議案の審査結果の報告といたします。

○友永修議長

ただいまの委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

それでは、議案第34号から始めます。

6月22日にも指摘をしたとおり、本案は、同月14日より施行済みの、日本に中長期滞在する外国人に発行される在留カードとマイナンバーカードの一体化に見られる入管法に付随をする改正案で、排外施策の一環です。

外国資本や外国人による不審な土地買収・利用を監視するとの妄想が言われておりますが、今回のようにマイナンバーを介して、在留情報と不動産登記、税情報が完全にデジタルでひもづくようになれば、国家が安全保障上懸念のあるとする人物の土地取引を瞬時に捕捉、調査することが容易になります。

このような妄想は、昨年5月14日、衆議院国交・法務両委員会の連合審査会で、参政党の吉川里奈議員が、東京都心の新築マ

ンションの2から4割が外国人に購入され、前年比で約40%増加していると報じられている、建設コストの上昇に加え、外国人を含む投資需要の高まりも価格上昇の一因とされているとの発言で、さも事実であるかのように扇情されていますが、質問を受けて、同年11月に国交省より発表された新築マンション取引実態調査の結果は、東京23区全体で海外に住所がある取得者の割合は3.5%で、都心6区でも7.5%でした。

また、林野庁も日本の水源地が外国資本に買収されているとのデマに対して、毎年調査、公表を行っており、2024年では全国の私有林全体の約0.07%が外国人の所有で、その約8割が富良野やニセコなどリゾート地近隣の資産保有としていることでも、デマと明らかになっております。

外国人デマに基づく管理強化は、国家情報会議などの制定とともに進んでおります。参議院では、国産AI開発を促進する政府方針に基づき、個人情報保護法改正案が審議中ですが、思想信条、人種、障害、健康診断結果、病歴や犯罪歴など、要配慮個人情報をも名前や住所つきで取得をしたり、その個人データを企業に提供する際の本人同意を不要にする内容で、本案のような外国人の個人情報だけではなく、日本国籍者も自身の個人情報流出に寛容であると分かります。

昨年12月議会でのじの会が4つの条例案を上程をしたとき、井舎議員、海老原議員、中井議員から、パブリックコメントが必要ではないかとの意見がありました。本案で監視国家の被害を受ける外国人は、パブリックコメントどころか、政治に関与する情報も得られない人が多いでしょう。

日本国籍の労働者を非正規雇用として4割も使い捨てる貧困なる精神は、より立場の弱い外国籍者はなおのこと消耗品とみな

すのでしょうが、便利の裏の意図に警鐘を鳴らしてこそ議員としての存在の意味があるとして、反対討論とします。

続いて、議案第36号。

6月22日には、本案において分離課税の対象となる特定暗号資産を分かりやすく、違法性の疑いがあるサナエトークンと称しましたが、この正体については、金融商品取引法、今後の財務省令で規定される見込みであると、30日の総務常任委員会でも答弁がありました。つまり、本案が適用されるものが何か、政府ですら確定をしてないものを、本市にはさも確定済みであるかのように仮想させて制度設計を強いているということです。

昔から多くの政治家が回答に窮すると、「仮定の質問には答えられない」を常套句としてきました。2018年3月5日、参議院予算委員会で安倍首相は、財務省による森友学園決裁文書の改ざん疑惑を山本太郎参議員に質問されて、全く仮定の話でございしますので、お答えすることはできませんと返答しましたが、1週間後の12日、財務省が公文書の改ざんを事実と認め、政府が公式に謝罪をしています。

このように、すぐに露見すると分かっているのに、首相答弁でさえうそをつくのが日本国政府である以上、特定暗号通貨もまた信用に足るものではなく、いかなる落とし穴が待ち受け、それが市民にとってどのような悪影響があるかすら不明な状態で賛成するような議員は、もはや国家の奴隷でしかありません。

何度も発言をしていますが、世界で歴史上も国民にとって安寧をもたらした国家は存在しません。市民を国体の捨て石と位置づけねば説明すらできないサナエトークン購入者に市民税を3%削ってまで税優遇する理由はありません。

同様に、住民税を削って国民の資産を投機させているものにNISA、少額投資非課税制度があります。株式運用益を非課税にするとの甘言を用いていますが、株式市場における株高の利益はそこには落ちません。外国人投資家の買いと株高は連動しており、日本株全体の外国人保有率は32%で、株高の恩恵は主に外国人投資家が得ており、個人投資家には恩恵が及びにくくなっています。

本案も、誰のための税控除かと考え、その恩恵を誰が受けるのかと考えれば、賛成議員が頭を下げている先が透けて見えるでしょう。

次に、今年度、課税計算において家屋で約400万円、償却資産で約300万円の減収となる固定資産税の免税点引上げですが、実売価格よりも安価な固定資産税評価額掛ける1.4%をさらに200平米、約60坪以下であれば6分の1となる固定資産税を減免するもので、資産価値の低い老朽家屋などの所有者は、税負担が免除される件数が増えると思定されます。

これは、放置をすれば特定空家になるおそれがある管理不全空家に対して、市区町村に所有者調査の権限を与え、指導がなされ、固定資産税の住宅用地特例が解除されますと、最大6倍の税負担増となる空家特措法、民法改正による所有者不明を防ぐ相続登記の義務化、低価格な空き家の流通を促すため、不動産業者が受け取れる手数料の上限が大幅に引き上げられた宅建業法の媒介報酬の特例など、空き家対策に冷や水を浴びせるものです。

自然崩壊のおそれに至らない空き家の所有者は、本案の固定資産税免除で所有していること自体をも忘れてしまうのではないのでしょうか。しかし、本案でそこに言及する議員は私以外誰もいません。

ここ数年、空き家対策などと発言をした議員は片手でも足りませんが、その不明を恥じて、今、顔を隠されることをお勧めいたします。

これら議員は、本案に言及しない以上、さきに述べた市の調査権限が及ばない空き家は放置をしても構わないとお考えかもしれませんが、私はそうは考えません。

本案を上程するに至ったのは物価高によるもので、その原因である40年ぶりの記録的円安を放置、またはゴールデンウィークの5兆円とも言われる意味のない為替介入も高市失政によるものであるにもかかわらず、そのツケを本市が支払わされるとの冤罪的な罰に賛成する理由はさすがに見当たらないこそ、正々堂々討論せず、首をすくめて賛成をするのでしょうか、いつになれば自身の不明を恥じるときが来るのでしょうか。

本案も、有権者を扇動する動画など、金で票を得たと言われる高市政権が、同様の地獄の釜へいざなう道を本市に舗装させようとするもので、憂国の志士としては賛成などできるものではないとして、反対討論を終わります。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第34号及び議案第36号の2件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。なお、着席の議員は本各件に反対とみなします。

本各件について、委員長の報告は原案可決であります。

お諮りします。本各件について、原案を

可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○友永修議長

起立多数です。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第14、議案第47号教育委員会の委員任命につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第47号の教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

教育委員として大荷啓司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第47号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、中岡議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

ただいま教育委員に同意されました大荷啓司さんから、御挨拶申し上げたいとの申出がありますので、この際、発言を許します。

(大荷啓司さん演壇脇に歩み寄る)

○大荷啓司さん

発言のお許しを頂きました大荷啓司でございます。

ただいま私の教育委員としての任命につきまして、議員の皆様方の温かい御賛同を頂き、誠にありがとうございます。

デジタル化が進む現代社会において、子供たちが自然と触れ合う機会、皆で共に喜びを分かち合う機会が減少しつつある中で、私たち大人が全ての力を出し合って、大切な成長過程にあります子供たちの成長、発達を支えていかなければならないと思って

おります。

岸和田市の教育の充実、発展のため、一生懸命努力していく覚悟でございます。よろしく御指導のほどお願い申し上げまして、挨拶とかえさせていただきます。

○友永修議長

次に、日程第15、議案第48号から日程第27、議案第60号までの13件、いずれも農業委員会の委員任命につき同意を求めるについてを上程します。

本各件について、一括して提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第48号から議案第60号までの13件の農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会委員の方々が、来る7月19日、任期満了となりますので、議案第48号につきましては谷口敏信氏を、議案第49号につきましては大嶋浩一氏を、議案第50号につきましては原世志之氏を、議案第51号につきましては東昭夫氏を、議案第52号につきましては藤原一郎氏を、議案第53号につきましては米本巧氏を、議案第54号につきましては上野仁氏を、議案第55号につきましては植田善次氏を、議案第56号につきましては田中唯夫氏を、議案第57号につきましては松本勝次氏を、議案第58号につきましては平松俊信氏を、議案第59号につきましては西川靖氏を、議案第60号につきましては染谷彦氏を農業委員会の委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

それでは、質問をいたします。

今般、市長は農業委員14名の選任議案を作成し、上程をしておりますけれども、今回推薦・応募者の15名のうち農業者1名が落選をしております。このうち複数期にわたる方は6名いて、いずみの農業協同組合代表理事組合長である谷口委員が今回で3期目、南委員が4期目、ほか4人は2期目となっており、その中には、私が以前、農業委員会視察報告で1行も書かなかった山滝地区の東昭夫委員、3行ほどしか書かなかった東葛城地区の藤原一郎委員、稚拙な文章であると指摘をした南掃守地区の大嶋浩一委員ら、再任7名中5名も同意しかねる委員がおります。

これでは適正な評価、選定が行われているかどうか疑うしかないわけですが、今回、どのような評価方法に基づいて選定を行われたか、お示ください。

○友永修議長

山田農業委員会事務局長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

選定の基準等に関する御質問ですので、私より御答弁させていただきます。

選定作業の手順につきましては、農業委員会等に関する法律第9条第1項等の規定に基づき、令和8年1月5日から1月30日までの期間において、委員の推薦並びに応募を行い、推薦、応募のあった15名の方々が候補者となり、岸和田市農業委員会ホームページにて公表いたしました。

その後、評価するため、農業委員会委員候補者評価委員として、環境農林水産部を

所管する副市長、環境農林水産部長、大阪府泉州農と緑の総合事務所長、一般社団法人大阪府農業会議専務の計4名が市長より任命され、同委員会において、採点基準を含む評価方法を設定し、委員会にて、申込書、経歴書により書類審査及び令和8年3月27日、30日に推薦者、応募者の個別面談を行い、候補者の評価を実施しまして、その結果を市長に報告いたしました。

この報告を踏まえ、市長より農業委員会会長に対し、農業委員会候補者の選定についての意見聴取を行い、令和8年5月1日付で農業委員会会長から適任であるとの回答を得て、候補者の選定を行っております。

選定の手順につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定に基づき、国版認定農業者等から8名を選出、同条6項の規定に基づき、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係者を有しない者、いわゆる中立委員1名を選出した後、さきに選出されなかった候補者と残る農業関係者のうちから5名を選出しております。

なお、選出した候補者の属性としましては、中立委員2名、農業関係者12名という結果となっております。

次に評価基準についてですが、評価は利害関係者の有無に応じた基礎評価60点と人物評価40点の100点満点で評価しております。

利害関係を有する農業関係委員に関する基礎評価は9項目です。1つ目は推薦の有無、2つ目は住所地の評価、3つ目は農業に関する職歴、学歴の評価、4つ目は国や府等の認定者であるかどうか、5つ目は農業関係受賞歴、6つ目は水利・実行組合等での役職経験、7つ目は営農年数からの評価、8つ目は経営規模からの評価、9つ目は年齢、性別等の補正となります。

人物評価につきましては3項目で、1つ目は抱負、目標、意欲、2つ目は適格性、

理解度、遂行能力、3つ目は貢献度、活躍期待度となります。

次に、利害関係を有しない者、中立委員に関する基礎評価は5項目です。1つ目は推薦の有無、2つ目は住所地の評価、3つ目は農業に関する職歴、学歴の評価、4つ目は農業に関する資格の評価、5つ目は年齢、性別等の補正となります。

人物評価は6項目で、1つ目は中立性、独自性、2つ目は法令、政令への理解力、3つ目は公平性、多様な視点への理解、4つ目は専門的見地、実務的思考力、5つ目は合議体における発言力と対話力、6つ目は倫理感、責任感となります。

以上の手続により、農業委員会委員候補者評価委員会が委員候補者を選出し、市長に報告した次第であります。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

候補者評価委員が真摯に審議に向き合ったのかということには非常に疑問が残るところですけれども、質問を進めます。

私が追及をして、農業関係委員100点満点のところ、中立委員は90点満点の差別的配点は、今回より改善をされているとしても、評価基準は変わらず、採点結果が公開されることなく、疑念は残り続ける選定となっております。

疑念の代表的な例を挙げます。谷口敏信委員については、金融・保険屋だけではなく、不動産屋でもあるいずみの農協の代表理事組合長であり、農業委員になることで、土地に関する売買等の情報も一般の人よりも早く入手できることから、インサイダーなどと疑念を持たれかねません。

農業委員との兼務は、農地転用許可による土地価格の上昇もあり、利益相反となる事案が発生する可能性もあると考えますが、

市は採点の差別を私に暴かれるまで隠蔽をしていたように、黙認をしているのではないかと見られますが、見解を伺います。

○友永修議長

山田農業委員会事務局長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

農業委員会等に関する法律第8条第4項で、委員になることができない者は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と、禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者とされております。

また、農業委員会等に関する法律以外の法律により、農業委員との兼業が禁じられているものとしては、衆議院議員及び参議院議員、固定資産評価委員、固定資産評価審査委員会委員、人事委員会または公平委員会の委員、教育委員などが挙げられております。

議員御指摘の農業協同組合の理事長や組合長につきましては、特に兼職が禁じられてはございません。

そして、市としては、農業委員候補者評価委員会において評価、選定を行われたもので、農業委員会が行う農地法等に基づく許認可や、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化の実施について、農業協同組合の理事長、組合長が農業委員になることによる利益相反などの支障はないと考えております。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

農業委員としては、2014年、水戸市農地不正転用・贈収賄事件、2019年、別府市農業委員会会長による収賄事件が、農協のインサイダーとしては、2022年、J Aならけ

ん会長によるものがあり、この事件では6月に発覚後、農協職員向けの説明会で事実を認め謝罪をしたものの、9月には農協の組合員が会長の辞職を求める会を結成し、大規模な辞職要求運動へと発展。しかし、会長は自身のお友達や子飼いの役員を後継会長に据え、退任後も経営を裏から支配する院政を敷こうと猛烈に人事を画策したことも明るみに出ましたが、翌年3月末まで居座り続けました。

農業委員や農協代表に関しては、このような素地があると厳しく見て、軽々しく同意をせず、その適格性をも質疑をするのは、議員としての責務になります。

そして、今回も問題点を挙げ、個別に質疑をした委員について、どのように関係法令を学び、選出に至ったかは、議案として提出されただけでは判断できるはずもなく、候補者と会ったこともないし、質疑すらない議員と同じように、分からないまま賛成する無責任なことは私にはできません。

同意を求めるならば、この場で本人に質問しなければ判断できませんし、少なくとも私が指摘をした候補者本人だけではなく、その候補者の推薦者、候補者評価委員を含む全員がこの場で説明をすべきですが、居丈高に賛成だけを迫る彼らがここに出てこられない法的根拠をお示しください。

また、このような不適任の委員候補を除外した場合、欠員についてはどのように補充をするのかも教えてください。

○友永修議長

山田農業委員会事務局長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

御指摘の、候補者がこの場に出席することについては、法律に位置づけされたものはございません。

また、候補者につきましては、農業委員

候補者評価委員会において適正に評価、選定されており、不適任者とは認識してございません。

任命同意が得られない場合は、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、その候補者を任命することはできません。また、欠員につきましては、必ず補充する必要はありませんが、国版認定農業者や中立委員などの法的要件を満たさなくなった場合や、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、速やかに農業委員を選任することが適当であると考えられ、補充選任については、議会で示された御意見や審議の内容を十分に踏まえて、その理由を精査した上で、新たな候補者を選定し、改めて推薦、募集の結果を勘案しながら、市議会へ任命同意を提出することが、法の趣旨に沿った適切な対応であると考えております。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第60号までの13件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、藤原議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

まず、議案第48号、議案第49号、議案第51号及び議案第52号の4件について討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

まず、他の各委員への同意議案のときにも指摘をしておりますけども、任期中に問題があると議会で伝えても、採点結果も公表しないで、ただただ適正と空虚にそう答弁したり、法的根拠もないのに、候補者本人だけではなく、選定委員会や推薦者へも質問させず、隠蔽をして保護したがることは、談合気質が残っていると戒めておきます。

そもそも欠格事由についても、私、先ほどの答弁にもあった法で定められているのは、農業委員になっている場合ではない破産者と、執行猶予期間はあるとしても、行刑施設に収容中で物理的に無理がある者程度で、ないも同然です。今は犯罪者ではない、または法的に贖罪を果たしたので市を代表する公職に就ける緩さが、質問したような事件を起こす原因となっているのかもしれない。

本案のように、特に谷口候補とは、6月26日、商工会議所の集いで対面をし、農家の搾取をするいずみの農協は一蹴しなければならないと御説明申し上げ、5分間ほどおそばにいましたが、黙認をされたようで、ざんきの念が見えたところです。しか

し、償却資産税についての知識すらないのでは、いずみの農協職員枠での農業委員としての候補となるべきではなく、農家の方々こそ、その適格性を懐疑的に見るべきではないでしょうか。

農協の推薦枠を私は否定しませんが、適任者は法律に詳しいか、農家と日々会われている営農センター職員などで、瓜田李下に学ばないものではありません。大阪府下でも有数の農産地である本市こそ、その次元に見合った全国農業会議所が学びを求めようような農業委員に担っていただきたいと望み、今回の発言を神須屋の泉州タマネギを確立させた坂口平三郎さんの碑にささげ、反対討論とします。

○友永修議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第48号、議案第49号、議案第51号及び議案第52号の4件を一括採決します。

この採決は起立採決をもって行います。
なお、着席の議員は本各件に反対とみなします。

お諮りします。本各件については、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○友永修議長

起立多数です。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

次に、議案第50号及び議案第53号から議案第60号までの8件を合わせた、以上9件について討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

先ほど申し上げた討論で、一括して討論させていただいたというふうに勘違いをしておりましたので、これでもう結構です。申し訳ございません。

○友永修議長

皆さん、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○友永修議長

以上で通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第50号及び議案第53号から議案第60号までの8件を合わせた、以上9件を一括採決します。

本各件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

(14番 南加代子議員退席)

○友永修議長

次に、日程第28、議案第61号農業委員会の委員任命につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第61号の農業委員会の委員任命につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

農業委員会の委員の南加代子氏が、来る7月19日、任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同

意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

さきの質問冒頭に全体の任期のことを申し述べましたが、南委員については一番任期が長く、今回4期目となります。このことから、市民からすれば、特定の市議会議員を議会が選任しているのではないかとの懸念を持たれかねませんから、敬愛する南議員について、私情を捨て、断腸の思いで質問をいたします。

議会からの選出について、農業委員会等に関する法律の改正により、2016年以降、議会推薦枠が全面的に廃止となっております。これにより議員も応募制となったわけですが、過去に市議会議員が何期農業委員を務めたか、議員名を含めて教えてください。

また、南委員は、議員選挙公報に農業に関する資格が掲載されておきませんが、専門的知見があると判断をしているのか、見解をお示しください。

○友永修議長

山田農業委員会事務局長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

平成27年に農業委員会等に関する法律が改正されるまで、農業委員会は選挙による委員と選任による委員で構成されてきました。

選任委員のうち議会推薦による学識経験者と位置づけ、4名以内で選任されておりました。そして、その学識経験者のうち、

市議会議員が2名推薦されておりますが、複数回の任期を務めた方は2名でございます。1人は井上孝三郎議員で、平成14年7月20日からの1期3年と平成26年7月20日から1期3年で合計2期、もう1人は西田昌議員で、平成17年7月20日からの2期6年を務められております。

法が改正された後の平成29年度以降は、議会推薦枠はなくなり、現在の推薦、公募で議会同意に基づく市長の任命制に一本化されました。

平成29年以降は、南議員が3期にわたり中立委員として農業委員に推薦、応募され、農業委員候補者評価委員会の評価、選定の結果、任命されております。

次に、南委員が専門的見地があるかどうかの判断につきましては、応募書類において農業に関する資格が記載されておきませんが、中立委員候補の人物評価につきましては、専門的識見、実務的思考力のほか、中立性、独自性、法令、制度への理解力、公平性、多様な視点への理解、合議体における発言力と対話力並びに倫理感、責任感から総合的に評価しております。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

今回も候補者評価委員会の選定がどうなっているのかさっぱり分からないと、市民にこれで理解を得られると思っているのかと、もうどなりつけたくなるような答弁でしたけども、応募書類自体に専門的な識見に関する記載がないということは確認をいたしました。

政治家では、多選が世間からも批判をされており、それを売りにした維新の橋下徹氏や松井一郎氏は、知事や市長の職を2期、あるいはそれに準ずる期間で退き、後進に道を譲る形を実践しており、公明党でも

2014年には漆原良夫中央幹事会会長、70歳、太田昭宏国土交通相、69歳ら、例外組を含めて延命させるため、定年制を定める内規を「任期中に66歳を超える場合は原則公認しない」から「69歳を超える場合」に変更しておりますが、基本的に多選を容認しているわけではありません。

農業委員も公職ですから、同様に市民から問われると考えますが、多選や定年についての市の考えをお聞かせください。

○友永修議長

山田農業委員会事務局長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

農業委員会等に関する法律について、農業委員の多選や定年についての制限については規定されてございません。

農業委員には、農地の権利移動や農地利用の最適化の推進など、専門性と地域の実情に精通した判断が求められることから、これまで培ってきた経験や知識は農業委員会の円滑な運営において重要な要素であると認識しております。

一方で、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、新たな視点や多様な意見を委員会運営に反映していくことも重要であると考えてございます。

このため、委員の選任に当たりましては、多選であるか否かだけで判断するものではなく、年齢構成、男女比、認定農業者の要件などを勘案し、市議会の同意をお願いしているところでございます。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

鶴は千年、亀は万年、いついつまでも南議員がいやさかというような答弁が頂けました。

これまでの答弁を整理すると、農業委員

の任命に当たっては、インサイダーや多選を容認していると判断できます。農業委員は月額2万7000円を報酬として受け取っていますが、せっかく発言者名を入れるようになった議事録に南委員の発言がなく、説明を聞いているだけのように見えます。会議出席以外にも野外活動をしていると主張をされるのですが、南委員は市議会議員であり、その野外活動は選挙活動に当たるようにも見えます。

先ほど確認したように、議会推薦があった時代ですら、最長で2期です。南委員は、専門的識見がなく、推薦される理由も見当たりません。

最後に確認をしますが、南議員は推薦者のいる応募なのか、それとも自薦のいずれでしょうか。

○友永修議長

山田農業委員会事務局長。

○山田俊晴環境農林水産部長兼農業委員会事務局長

自薦となります。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。岩崎委員。

○19番 岩崎雅秋議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第61号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、岩崎議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（５番 高比良正明議員登壇）

○５番 高比良正明議員

2000年に導入をされた介護保険制度は、それまでの行政が主導をする措置制度を悪化させ、市場原理によって最も削りやすい人件費が抑制され、ケアの質の低下と労働環境の悪化を生み、制度ができてさらに悪化をした社会現象の代表と言われております。

本案では、農業委員の議会推薦枠が廃止をされると、これまで最長２期であった市議会議員と兼職の農業委員は、今回４期目を迎えることとなっています。この本末転倒是、質疑でも明らかにしたように、多選を自制する公明党の考え方にも反します。それでも知見がそれを補い、他の議員を見回してもなお余人をもって代え難いのであれば、それは私が何とか改善を図っている議会力の欠缺と一致をします。

しかし、これについても６名の第１会派所属議員として責任は免れません。農業委員の女性委員は１名です。しかし、2016年11月21日、ホテル阪急エキスポパークで行われた大阪府市議会議員研修会で、私は複数の女性議員から聞いたセクハラ発言ばかりでうんざりとの声を、出席していた南議員はブログでも触れておらず、仮に聞き逃

していたとしても、2015年敗戦記念日に、戦後70年不戦の誓いを胸に街頭に立つ姿は、2021年９月、遺骨が眠る土を辺野古の埋立てに使うなどの意見書をはじめ、2024年９月、選択的夫婦別姓に、2025年２月、女性が被害に遭う性的ディープフェイクの禁止、また、ここ数年だけでも、核兵器の禁止、ガザ地区即時停戦など、戦争関連の意見書の全てに反対し続けてきた姿からも、男を凌駕する鋼の心が見えます。

南議員の理想が、女が戦時に国を率いることができるのかとの批判をかわすため、男以上にマッチョな姿勢を取る多くの女性政治家であるならば、農業委員会は、唯一の女性に固執をせず、中立委員としてふさわしい、たおやかな心を持った男の委員と交代すべきです。

会計業務にたけている南議員の資質は、本市が優先的に導入した償却資産税の解決に向くこともなく、税が課せられた農家の怒りを静めたのは殿本議員でありましたし、南委員が希望の光は実現できると旗を立てるとき、競輪王こと西田昌委員の倍の４期を超えた未来は、西田武史議員を超える世襲継承に見えます。

月額２万7000円で、農家や地域パトロールでも集票活動ができる、アーモンドグリオを超えた、１粒で３度おいしい、やむことのない議員特権は、議員として最も信頼し合っている私が引導を渡すほかなく、泣いて馬謖を斬る思いをもって、南委員の更生を祈り、反対討論といたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。
なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意されました。

(14番 南加代子議員着席)

○友永修議長

次に、日程第29、議案第62号公平委員会の委員選任につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第62号の公平委員会の委員選任につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

公平委員の一ノ谷康宏氏が、来る8月29日、任期満了となりますので、同氏を再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。岸田議員。

○24番 岸田厚議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第62号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、岸田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

○友永修議長

次に、日程第30、議案第63号監査委員選任につき同意を求めるについてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第63号の監査委員選任につき同意を求めるについて、提案の理由を御説明申し上げます。

監査委員として藤原淳氏を選任いたしました。

く、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞ御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。宇野議員。

○12番 宇野真悟議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第63号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、宇野議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。

ただいま監査委員に同意されました藤原淳さんから御挨拶申し上げたいとの申出がありますので、この際、発言を許します。

(藤原淳さん演壇脇に歩み寄る)

○藤原淳さん

発言のお許しを頂きましたので、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

このたびは監査委員の選任に当たり、議員の皆様の御同意を賜り、誠にありがとうございました。

少子高齢化をはじめとする諸課題の中で、本市をはじめ、行政を取り巻く環境は大変厳しいものとなっておりますが、これまでの経験も生かし、法令等の遵守はもとより、限られた財源を有効に活用し、効率的で効果的な行政運営が行われているかどうかという視点を大切にしながら、厳正かつ誠実な監査に努めてまいる所存でございます。議員の皆様方、理事者の皆様方には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私のお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○友永修議長

次に、日程第31、議案第64号から日程第42、議案第75号までの12件、いずれも人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについてを上程します。

本各件について、一括して提案理由の説明を求めます。市長。

(佐野英利市長登壇)

○佐野英利市長

上程いたされました議案第64号から議案第75号までの12件の人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めるについて、一括して

提案の理由を御説明申し上げます。

大阪法務局長から人権擁護委員の後任委員の推薦依頼がありましたので、議案第64号につきましては秋田多美枝氏を、議案第65号につきましては、鈴木八恵氏を、議案第66号につきましては頓花伸二氏を、議案第67号につきましては廣野寛子氏を、議案第68号につきましては古松一明氏を、議案第69号につきましては石田知子氏を、議案第70号につきましては金田隆行氏を、議案第71号につきましては小山藤夫氏を、議案第72号につきましては善野雅晴氏を、議案第73号につきましては中井秀博氏を、議案第74号につきましては藤原京子氏を、議案第75号につきましては溝端多賀子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を賜りたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河合議員。

○6番 河合達雄議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第75号までの12件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、河合議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

本案は法務省の委嘱によるもので、市はほぼ関与をしないことから、参考人招致として法務省職員を呼ばねば、質疑をしても答弁を得られないこと、委員は名称に反して、よろず相談所のような役割を果たす傾聴者であり、人権に無知な候補へと門戸を広げても成り手がいない現実により、賛成以外の意思表示が事実上できないことから、致し方なく賛成し、各候補は私の討論を見ていると聞いておりますので、委員としてやるべきことを2点教示いたします。

1点目、法務省から委嘱を受けているからこそ、法務省の罪を問うてください。

現在、再審法が国会審議中ですが、改定を審議する法務省の附属機関である法制審議会では、利害がぶつかる場合、弁護士4人、裁判官3人、検察官1人で審議をされます。検察の意見が弱いように見えますが、法務省4人は全員検察出身のため、検察は5人となり、最も多くなります。

今回の再審法改正を諮る審議会でも、4回目の修正を重ねている間、中立であるべき法務省は、再審法開始に対する検察の不服申立てについて、禁止せよとの弁護士側の主張は1点のみ、対する禁止するなどの検察側主張は5点も記載をした資料を携え

て、国会議員に法務省に従うよう説得を続けていました。

この１点だけを取っても、法務省は捏造捜査と冤罪被害を止めようとししない機関であると分かります。

最近の実例を示します。昨年２月、兵庫県内の障害者福祉施設に勤めていた16歳の少女が、施設利用者のあごに手を添えて介護をしたことを、別の利用者があごを押さえたと言ったと市職員や警察に言ってしまったために、ちなみにこの方は後に大げさに言ってしまったと発言を撤回、謝罪しています。被害者とされる人にけがはなく、医師の診断も受けていないにもかかわらず、４か月後の６月になって逮捕、勾留し、神戸地検は弁護団の準抗告申立てにもかかわらず、神戸簡裁に勾留期間延長を請求し続け、17日間勾留し、PTSDなどで37.5キロの体重を10キロも痩せさせて解放した挙げ句、12月、低栄養状態で彼女は死亡をしてしまいました。

このような報道されない冤罪被害者はたくさんいます。委員は法務省に委嘱をされている以上、弁護士会よりも一層法務省の罪を糾弾すべき責任を背負っていると忘れないでください。

本市議会では、昨年６月議会で冤罪被害者を救うために再審法改正の議論をせよとの大阪弁護士会の意見書を、公明党以外全会派賛成で採択をしていますので、その議会が同意をする委員であることを体現してください。

次に、昨年11月15日、16日の両日行われた女性センター・大宮地区公民館合同まつりで、私が直接委員と話して驚いたことを伝えます。

３名の委員でしたが、どなたも排外主義者のヘイトデモを知りませんでした。私のように現場でカウンターとして、排外主義

者を黙らせろとまでは言いませんが、ヘイトスピーチ解消法が施行されて10年がたつ今でも、しかも人権擁護委員が知らないとは、どのような研修をやっているのかと首をかしげました。

2013年２月24日、鶴橋駅前で、14歳の女子中学生が朝鮮人を大虐殺しますよと街頭宣伝を行うまでに発展し、大阪市は2016年に規制条例を施行していますが、いまだに排外主義者のデモは形を変えて行われていますし、インターネットには動画もあふれています。

岸和田市議会には私がいるので、ヘイトをまき散らす議員はいませんが、添田泉南市議のように報道までされる名誉毀損の裁判例を築く議員は近隣に少なくとも、ネット右翼のような議員はどここの市にもいます。

近隣では、私に注意されるのではしゃがないだけであり、ヘイトデモと併せて、それら議員による排外主義的主張を彼らのSNSなどを見て、身近にいること、それらと対峙し、除却してこそ、安寧なまちが訪れるのだと学び、そのようなひどさを市民に広げてください。そして、それら現実に即した研修を行うよう法務省に伝え、人権を守ることを真剣に考えてください。その責務を果たしてこそ人権擁護委員と名のれるのだと伝えて、賛成討論を終わります。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより議案第64号から議案第75号までの12件を一括採決します。

本各件は、原案のとおり同意することに決しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり同意されました。

○友永修議長

次に、日程第43、議案第3号岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。松本議員。

(22番 松本妙子議員登壇)

○22番 松本妙子議員

ただいま上程されました市議案第3号について、提案理由の説明を申し上げます。

市議案第3号の岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてですが、政務活動費の適正な運用を期し、その使途に関し透明性を確保するため、本条例に規定されております政務活動費を充てることができる経費のうち広報費を削除するため、ただいまお手元まで御配付しております改正案のとおり御提案申し上げます。何とぞよろしく御審議の上、満場各位の御賛同をお願いし、市議案第3号についての提案理由の説明いたします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

○5番 高比良正明議員

議員間の条例として、理事者答弁を必要としないので、昨年12月議会で私が提案をした動物愛護条例など4案のように、委員会付託をしなくてよいと賛成議員は考えているのかもしれませんが、本議案上程は、2024年6月議会への維新による議員定数削減条例案のように、各地の議会で維新が選挙ネタのアリバイ工作として提案している

ものとも違います。

それを議長会派である公明が突然提案してきたのは、会派広報紙を配布2週間前の幹事長会で検閲させるとの申合せについて、にじの会が、検閲は、日本国憲法第21条、集会、結社、表現の自由、通信の秘密、2項「検閲は、これをしてはならない」に明確に反するとして、配布前には幹事長会に提出はしていますが、内容を検閲し、変更させない運用を少なくとも2年間行ってきたことに対し、私に個人的に見当違いな怒りを持つ友永議員が議長になったことで、最大会派として数の力によって権力の濫用として、広報紙への支出を止めようとたくらむものです。

これは憲法のみならず、市民に対する市政報告であることから、刑法第193条、公務員職権濫用罪「公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の拘禁刑に処する」にも反し、国家賠償法第1条1項「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」に基づき、市民から市が賠償責任を負わされる可能性のある、法律を知る者であれば絶対に行わない、自らの無知を自白する禁じ手です。

質疑では、法律上の問題を問い、公明及び各賛成議員が立法者としての資質がないということを明らかにします。

それでは、質問をします。

まず、先ほどの提案理由ですが、政務活動費の適切な運用を期し、その使途に関し透明性を確保するということがありますが、これについての具体的事例についてお答えください。

そして、これら本案に至る過程からの憲

法第21条をはじめとする各法、また、岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の上位法である地方自治法第100条14項「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」における、2012年改定の法の趣旨との整合性を具体的に説明ください。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

高比良議員の質問にお答えいたします。

まず、3点ございましたので、1点目の上程された市議案の提案理由の1つでございます岸和田市議会政務活動費の適正な運用を期し、その使途に関し透明性を確保するためという内容でございましたが、これまで、高比良議員もよく御存じだと思いますが、10年前に市議会から政務活動費の使途基準の見直しをいたしましょうという声がありまして、そのときのメンバーで見直しをいたしました。

10年、使途基準の中に広報紙を適用しておりましたが、市議会として、この100条のお話も先ほど出ましたが、この政務活動費の利用については国で定められておりますが、各地方自治体で内容は協議してくださいということでございました。

それから、この内容に関して岸和田市議会としましても、今まで申合せをつくってまいりました。中には、2週間以内に議長に原本と申請を提出する、それが守られていないことが多々あったということと、やっぱり市議会の承認を得て、広報紙は発行するものですが、市議会でも承認を得ずに発行されていたという理由でございます。それが幾度かございましたので、今回のこの

市議案上程に至りました。

それと3つ目、2012年、これは……。

(発言する者あり)

すいません、3点目の質問をちょっと。

(発言する者あり)

○友永修議長

高比良議員、挙手の上、発言をお願いします。

○5番 高比良正明議員

議長も、発言に、きちんと質問に答えないことに関しては、答えてませんよということ言うていただかないと。私の回数1回にカウントされたら困ります。よろしく。

○友永修議長

松本議員、答弁をお願いします。

○22番 松本妙子議員

憲法21条、これは政務活動費を各地方自治体で使っていいということだと思っておりますが、これは使ってもいいけど使いなさいよとは書いてなかったような認識です。

(発言する者あり)

○友永修議長

岩崎議員。

○19番 岩崎雅秋議員

検閲とかという話が出ましたけれども、出すのを反対しているのではないです。地方自治法100条の16の項目には、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものと。そのために申合せ事項があつて、そのルールを守らないためということであります。(発言する者あり)

○友永修議長

高比良議員、高比良議員。

着席してください。(発言する者あり)

無礼な言葉遣いはやめてください。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

ただいまルールがいろいろと言っておりますが、そういうことも含めて、私たち公明党が提案をいたしておりますのは、広報紙を発行することにおいて、一旦は皆でルールを決めて、その上で出しましょうということになりました。これは皆様御承知のとおりだというふうに思っております。

その上で、広報費として政務活動費を使うということは、皆で認めるということは、議会がその広報紙において発行の責任を持つということを共有をするということになるわけでございますから、一定、人々の投稿の内容において、様々な方々への誹謗中傷であったり、事実と反することが掲載されれば、その発行の会派だけではなく、議会が責任を負わなければならないわけでもありますので、それを避けるために、みんなで内容の確認をしようということで決めさせていただいたことだと聞いております。

高比良議員から検閲という言葉がございましたが、検閲には決して当たるものではないでございます。内容の確認において、議会が責任を持って、その会派が発行する広報紙に、人々の中傷、誹謗や事実誤認であることを避けるために、内容の確認をしようということでございました。そして、一定のルールをもって、そのルールの上で、議会として責任を持って政務活動費を使って、市民の皆様からお預かりしている大切な税金を使うわけでございますから、その責任を持って取り組むということになっております。

ただ、残念ながら、今回、高比良議員所属のにじの会の会派発行においては、その点で守っていただけない点があった、そして、それが多々重なったということでございますので、これはもうないがしろになるのであれば、一旦この広報費の使用につい

ては白紙に戻すべきである、このような考えから提案をさせていただいたということでございます。

決して我々は広報紙を発行するなど言っているわけではありません。もっと言えば、広報紙は政務活動費を使わなくても十分に発行できるわけでございますので、御自身の責任を持って書くのであれば、それは御自身の費用として出していただければいいわけでございます。会派の広報紙として、そして、この政務活動費を使う以上は、議会で決めたルールの上にととっていただいて出していただくのが筋だというふうに思っております。

先ほども申しましたが、それが守られない以上は、ここは一旦市民の皆様には透明性をうたう以上、しっかりとこれは破棄すべきだという観点から提案をさせていただいたということでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○友永修議長

高比良議員、高比良議員。（発言する者あり）

高比良議員、高比良議員、高比良議員、先ほどから申し上げていますが、挙手の上、発言をしてください。（発言する者あり）

○友永修議長

暫時休憩します。

午前11時31分休憩

午後1時再開

○友永修議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

再開に当たり、一言申し上げます。

発言は、挙手の上、議長の許可を得て行ってください。そして、質疑は簡潔明瞭に、答弁は誠意を持って行うようにしてください。また、答弁内容に納得できない場合は、続く質疑において、もしくはこの後の討論において発言をお願いします。

質疑を続行します。高比良議員。

○5番 高比良正明議員

納得できないではないですよ。答えてないということを議長は注意してくださいと私は再三申し上げているだけです。日本語が分からないのは、公明の6人の皆さんだけかも知れませんが、ちゃんと日本語を理解していただくようお願いをします。

もう1回申し上げますよ。違憲である、検閲自体が違憲であるということに対して、一切の判例なり法的な解釈なりを一切答えられてないわけですよ、答弁者はね。それと具体的事例についても答えられてないし、監査請求をしないまま2年間、私どもにじの会が市政報告出し続けたということ言われてますけども、2年もたてばもう慣習法ですよ。その間、監査請求も一切出さなかったということの理由についても2番目として、今のやつを1番目、未回答であった部分に加えて質問をいたします。

政務活動費について、総務省ホームページより示しますと、2000年に議員立法で政務調査費を創設しますが、領収書公開義務などがなく、2012年の地方自治法改正で政務活動費に改正をされますが、使途についても私は市民オンブズとして、焼け太りと評したように、使途は拡大をされてます。

本市条例では、調査研究費、研修費、会

議費、事務雑費がそれに当たります。議員立法は、民主党、自民党、国民の生活が第一、そして公明党の4党共同提案です。岸和田公明は、国政政党公明党の意思に反した改正案を上程しておりますが、これは反党行為ではないのでしょうか。

いつも皆さんは公明新聞から質問ネタをコピーし、それは他市でも同時に同様の質問をしていることでも公知の事実となっておりますが、本案と同様の改定案を上程している公明会派の議会名をお示してください。

また、大阪府や全国の公明党の会議での提案の有無と、発言があれば、日時、場所、議員名、発言概要についてお示しいただき、それが希有の場合、なぜ党の意思に反してまで上程をしてきたかということを教えてください。

そして、本案同様の改正案を上程した、法に無知な議会をお示してください。そのような議会があれば、全国オンブズ会議でも物笑いの種となるんでしょうし、私も聞いたことがないので教えてください。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

高比良議員の御質問ですが、まず検閲してはならないというか、これは検閲に当たるものではないと考えております。

それと、監査請求を出さなかった理由。高比良議員の御都合もございますし、何度も議長からも資料提出とか要求しましたが、何回かちょっとチャンスを与えたと言うたら大変失礼な、御無礼な言い方かも知れませんが、お待ちしておったところですが、結局最後までそれがかなわなかったというのがとても残念でした。

政務活動費に変更されたのは存じておりますが、この提案をした理由というのは、これまで政務活動費の使途基準の見直しが

ちょうど10年前に行われまして、私もそのとき、ちょうど関係者に携わらせていただきました。かなり見直しされたときに、政治的にクリーンというか、岸和田が目指していた透明化というんですか、それがなされたと思っていました。

10年たちましたが、それがだんだん崩れてきたような、そんな感じがいたしまして、今回どうしてもこの同じ繰り返しだったので、この提出を決断しました。

○友永修議長

高比良議員。

○5番 高比良正明議員

終わったのかどうなのか分かりませんが、これもカウントしないでいただきたいんですけども、今の質問は私の質問に答えられた質問でしょうか。もう1回申し上げますよ、1番の質問も含めて。これ、3回目とカウントしないでくださいね。具体的事由であったり……。

○友永修議長

3回目の質問になります。

○5番 高比良正明議員

全く答えてないのになですか。

○友永修議長

3回目の質問になります。

○5番 高比良正明議員

これ、聞き直しですよ。いわゆる反問権のようなものになりますけども。

○友永修議長

3回目の質問になります。

○5番 高比良正明議員

それであっても3回目の質問になるんですか。

○友永修議長

はい。

○5番 高比良正明議員

京西議員、先ほど3回目の、問い直しについては、京西議員の御配慮の中で構わな

いということと言われましたけど、どうですか、京西議員。

○友永修議長

高比良議員、自席に戻ってください。

○5番 高比良正明議員

自席は戻ってるんですけど、いや、大先輩の京西議員から、ちゃんと答えてないことをもう1回問い直すのであれば、それはもうカウントしないでおうねというようなそういうお話があったので、そうかどうかということを今ちょっと確認した、雑談というか……。

○友永修議長

質問に入ってください。

○5番 高比良正明議員

ちょっと待ってくださいね。

○友永修議長

移動しないでください。移動しないでください。

高比良議員、質問に入ってください。

○5番 高比良正明議員

答えてないことをもう1回言いますよ。違憲だと思ってないというような考えは聞いてないので、これ、独自の論の話をしてません。法律の話をしてますから、法律上で、私、思っていないです、思っていないんですと言うたら、思っていないと言うた声の大きいもんが裁判全部勝つかということになりますのでね。

理由についても、これも答えてもうてないですけども、クリーンを確保するためというふうになってますけども、クリーンでない、私どもがクリーンでないということ言われてるわけですから、それについても立法事実をお答えいただきたいというのと、なぜそれを、監査請求を2年間です、2年間あればそれはもう慣習になるわけですから、慣習法になりますよと言ってるんです。ほんで、自党の考えと全く違うんで

すけども、それについて、自党の考えと合致をしているんだということを説明してくれというのが、そこまでが1番と2番目の質問ですよ。これについてもこれ、3回目のカウントされるんですか。聞き直しですけど、これまだあるんですよ、続きが。

○友永修議長

3回目です。

○5番 高比良正明議員

3回目やったら、ほんなもう続けますわ、3回目ね。3回目、最後の3問目はサービス問題です。チャンスタイム。

チャンスタイムで質問をいたしますけども、6月29日にブログでアップを私がしますから、もちろん皆さん御存じのはずです。これ、カンニングをさせてるということになりますから、これは答えられるというふうに考えます。

本案では、本市の憲法とされる自治基本条例が求める、議会の役割を明確にするとともに、市民との情報共有と開かれた議会運営を図り、市民の負託に全力で応えていくことを決意して制定された議会に関する最高規範としての議会基本条例があり、第3章、市民と議会の関係、市民参加及び市民との連携、第7条で「議会は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない」ほか、第4条、議員の活動原則3項で「議会活動に関する情報、市政の情報等について、市民に対して説明責任を果たすこと」、第20条、議会広報の充実で「議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対してわかりやすく周知するよう努めなければならない」など、広報紙の役割を重要視しており、政務活動費条例の紹介をした本市ホームページでは、新たに設けたものとして、1番

に、広報紙、インターネット、ケーブルテレビによるさらなる情報発信の推進とされています。

また、2016年6月24日本会議で、稲田悦治議会運営委員長は、市民に報告するための広報紙を発行するために要する経費としての広報費を含める条例改正案を提起し、全会一致で成立をしています。そのときの幹事長は、今まさにお答えいただいております松本議員であります。本案に賛成予定の議員では、公明党6名全員、きしわだ未来、反甫議員、鳥野議員、次世代政策会議2名全員と10名になります。全会一致で賛成をしていた議員が、情報公開を進める全国の動きに反してまでも、今回、反対するに至った矛盾の説明をお願いします。

そして、本案の参考資料は何でしょうか。それについても答えを先に言います。本市議会事務局では、私が更新を要求している20年前の町村議会の「議員必携」があり、一般的に用いられる2019年2月全国市議会議長会発行の政務活動費に関するQ&A、市議会政務活動費の交付に関する条例案と規則案、尼崎市議会の維新らの広報紙の返還判決などから違法性を判断した2018年12月21日号の『判例時報No. 2385』などが、全国の議会の参考資料となっています。これらのどこに政務活動費による広報紙の支出自体の廃止が是認されてるのでしょうか。そして、そもそも本案の立法事実、再度聞きますけども、具体的に教えてください。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

ちょっと数が多かったので漏れるかも分かりませんが……。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、るる高比良議員より重厚な質問を頂戴いたしました。証拠云々等々ございました。

まず、私たちが今回、市議案の提案に至った理由は、先ほども申し上げましたが、一定のルールの中で政務活動費を使って出そうということなので、議会でルールを決めてやりましょうということで進んできたはずでございます。ところが、残念ながら、見解に相違があったのかも分かりませんが、そのルールから逸脱をされたような形で進むことが増えてまいりましたので、ここは一旦リセットをさせていただいて、そして、次のステップに進むべきではないか、ただ、広報費を今、政務活動費で使えるような状況であれば、何ら改善される点が見られないのではないか。そういった意味では、一旦リセットをさせていただいて、そしてもう一度、それに向かって進むのであれば、新たなルールを全体でつくっていくことが大事ではないか。そのための1つのステップとして、今回の市議案の提案に至ったということでございます。

高比良議員の重厚な質問にはお答えをさせていただいていないことは誠に申し訳ない思いでございますが、私たちが今回の提案に至った理由は以上でございます。ありがとうございます。

○友永修議長

次に、井舎議員。

○15番 井舎英生議員

それでは、質問をさせていただきます。

まず最初は、会派広報紙に政務活動費を使わせないとする今回の条例改正案を提出するきっかけは、さきの幹事長会——6月ですけれども——において、にじの会の幹事長が、政務活動費を使って会派広報紙を発行していない公明党会派に対して、その広報活動を激しく批判されたということが、この3

号議案を提出するにつながったのかと私はと思いますが、違いますでしょうか。その質問です。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

それはお考え過ぎかなというふうに思っております。先ほども答弁させていただきましたが、皆で決めたルールから逸脱をしている状況が続いたため、こういう市議案の提案に至ったということでございます。繰り返しの答弁で申し訳ありません。

○友永修議長

井舎議員。

○15番 井舎英生議員

じゃ、次の質問です。今の御回答を踏まえて、2番目の質問ですけれども、にじの会が会派広報紙の発行に関する議会の申合せ事項を守らずに、度々幹事長会の場で紛糾していました。日本共産党の会派及び私たち無所属フォーラムの2会派は、申合せ事項を遵守して発行してきました。この11年間、私もいろんな会派に所属していましたが、申合せ事項は尊重して発行してきました。特に大きなそれに対する不満はございませんでしたが、今回の市議案第3号提出は、申合せ事項を守っている会派に対しても非常に、言い方は悪いですが、厳しい3号だと思いますが、守っている会派に対しても同じようにこれを突きつけられる、その真意はどこにあるのでしょうか。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、井舎議員からおっしゃっていただいた点につきましては、御党、そして日本共産党に対しては、本当にこの問題に巻き込むような形になっているのは事実だと認識をさせていただいております。その点は本

当に御迷惑をおかけしているというふうに認識をいたしております。

ただ、先ほど、井舎議員からの発言の中にもございましたが、度々紛糾しているという状況が続いているということはやはり看過できないという点に立たせていただいて、今回の市議案の提案に至ったということでございます。

○友永修議長

井舎議員。

○15番 井舎英生議員

さきの議員の回答の中にも、会派広報紙をチェックしているというような発言がありました。特にこの申合せ事項というのは、我々にも普通に、特に大きな問題もなく守れる範囲のことであります。

広報紙発行にいろいろ問題点があるとするれば、例えば、現在は、1人会派の議員は広報活動に広報紙を発行できないという申合せになってますね。これは、私も2年間ほど1人会派でしたけども、やはりちょっと理不尽だなという思いもしましたので、やはり申合せ事項等が、いろいろ問題点がないとは言いませんが、やっぱりこれを議会でみんなで相談して、正しくしていくことが議会の務めじゃないかなというふうに考えます。

今回、申合せ事項を見直す会議体をつくる提案は、公明党もされなかったようなんです。公の党である公明党会派が、市民の意見を求めることもせずに、市民の知る権利を無視するような市議案第3号をいきなり提出したことに対して、私は非常に大きく失望しています。この私の気持ちに対して、公明党会派幹事長はどのように感じてもらえるかお聞かせください。

○友永修議長

松本議員。

○22番 松本妙子議員

提案して、会議体をつくれなかったという理由は、同じことを繰り返すからです。今回は、失望を感じておられる、いきなり提出ということで、本当に会派としても私としても大変悩みますが、議会のルールであるということが最優先です。

○友永修議長

次に、海老原議員。

○7番 海老原友子議員

先ほど米田議員からも回答がありましたが、この市議案第3号についてですが、提案の理由として、政務活動費の使途に関し透明性を確保するということがあります。私は会派で会計を担当していますが、議会事務局の丁寧な指導の下、その会計の処理については、透明性には自信を持っております。それが今回のこの市議案第3号についての提案理由がそこにあるというのは納得がいきません。

米田議員のお話にもありましたけども、条例一部改正に至った理由を、その経過、市民にも分かりやすくもう一度御説明願います。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、共産党の方から御質問を頂戴いたしました。やはりこの経緯といいますのは、私たちが、同じ答弁で誠に申し訳ありませんが、会計は明瞭にされているという、全くそのとおりだと思います。政務活動費の原資は皆様からお預かりする税金でございます。そういった税金を活用して、広報費を発行するために使わせていただく、そういった中で一定、何でもありきではなくて、ルールを設けて、議会として責任を共有しながら前へ進めようという話であったというふうに思っております。

そういった中で、守っておられるところ、

守られない、残念ながら、自分のところのルール等でお進めをされるどころ、こういったところが出てきたことに大変危惧感を覚えまして、何度かこの幹事長会でそういう話、先ほど井舎議員からの発言の中にもありましたが、なかなかそこが改善を見られないと。これでは一向にこの透明性、また公正性を掲げる中では、とても市民に説明できる状態にはなっていないということを経験しまして、今回の市議案の提案に至らせていただきました。

何も会計が不明朗だとか、そういうことではなくて、ルールをつくったならばルールの中でしっかりやっていきたいと思います、簡単に言えばそういうことでございます。以上です。

○友永修議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

そのとおりだと思います。ルールがあります。ルールを守らないこと自体が問題であって、そのルールにもし問題があるんだったら、幹事長会や議運でその申合せ事項とか、そのルールを検討する必要があると思います。それを飛び越えて、いきなりこの市議案の提案はかなり暴力的だと思っています。

なぜ幹事長会でもう少し、度々の紛糾があつてというようなことが理由かと思いますが、もっと建設的な話し合いができたのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、海老原議員から御指摘ありまして、やはり度々重なるというところで、逆に申し上げますと、幹事長会、議運でそういう責任のある立場の方

が御提案をされなかったのかなというところでも、大変心配をするところでございますが、多分、幹事長会の中ではそういう訂正を求めておられたということは確信をいたしております。そういった中でも守られない中で進んできている状況がありましたので、今回こういう市議案の提案に至らせていただいたということでございます。

ただ、今、共通的に思ったところは、これは税金からお預かりしている広報費の認めた議会として、税金を使って広報費を認めて広報紙の発行をしようと、ここを決めたということは私たちも大いに尊重している点は申し上げておきたいと思います。以上です。

○友永修議長

海老原議員。

○7番 海老原友子議員

共産党の会派も本会議ごとに会派広報紙を発行しております。それについても市民の方からのいろんな御意見を頂いたりとかしているところです。そういうルールを守ってというところ辺が、やっぱり大事な、議員としても議会としても守るべきところだと思います。

今回の市議案の提案はすごく唐突であり、先ほども言いましたが、かなり暴力的だと感じているところです。ぜひ、もっと建設的な話し合いができることを望んで、私の質問は終わります。

○友永修議長

次に、田中議員。

○9番 田中市子議員

それでは、質問させていただきます。

私は、この理由にある透明性というのがかなり乱暴な表現であるというふうに思っております。透明性ということの理由で、先ほどから述べられているのは、ルールを守らないというやり方というところが言わ

れていますが、一般的に透明性の担保という、やはり適正な支出であるかというところであると思います。透明性ということはどういう定義でもって今回出されているのかというのをひとつお示ししたいなということと、そのためには、そこに問題があるということであれば、一般的にはそれを解決する方法をまず考えていくべきだと思います。透明性に問題があるからなくすという考え方はおかしいのではないかと思います。そのための検討はされたのかということです。そこをお尋ねしたいと。

もう1つ、先ほど同じような話もありましたが、岸和田市の憲法とも言える岸和田市自治基本条例、第2章の10条には、議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めるというふうにあります。広報紙の発行は、これに関しては有効な手段だと思います。広報紙に政務活動費が使えないとなると、他の手段を使わなければならないということとして、そうでないと住民への責任がなかなか果たせなくなってくるのではないかと。どういう手段があるかと。実際、この広報紙出していない会派はどのような手段を、会派というか、今回出されたのは公明党さんなので、どういう手段でお知らせしているのかと。

また、先ほど回答の中で、自費でつくったらええやないかというお話もありました。これはやっぱり、政務活動費がなぜこの広報活動にまで広げられたのかというような経過を把握しての発言なのかなというふうに思いますので、政務活動費に広報費などが含まれるようになった理由をどのようにお考えかということをお答えいただきたいと思います。以上です、一旦。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、3点ほど質問があったかなというふうに認識をさせていただきました。

透明性というところでございますが、今、透明性があるのかないのか、市民の方から見れば、大変大きな疑問を感じておられるというふうに思います。やはりここはこの広報費の中で、こういうルールで決めてますというところをしっかりと担保、市民の方々にお示しをしていないところも透明性に欠ける点ではないかなというふうに認識もさせていただいております。

それから、もう1つは、なぜこういう乱暴なやり方に至ったかということでございます。これは先ほどから申し上げており、ルールをなかなか守っていただけないという点で、思い切って今回は市議案として提出をさせていただいたということでございます。

そして、広報費についてどうお考えなのか、どういう系統で決まったのかと。広報について、手段についてということでございます。それは、昨今の時代の流れによりまして、いろいろSNSの発信であったりですとか、紙媒体で発信するのも、それはもういろんな媒体の方法があるかと思います。そこに、議会として、皆様から頂いた税金でそれを発行するのもしないのか、それは決めるのは議会のルールだろうというふうに思います。

一旦決める中で、ルールを決めてやっていくという中であれば、何ら問題ないのだろうというふうに思うわけですが、その中で守られない状況が続いていくことについて大きく懸念を示し、そして改善されるであろうという経過を見守っておりましたが、なかなかそこに至らないということがございましたので、それは約束が違うのではないかと、それは市民に対する約束に対しても

違うのではないかと、こういう視点から、今回は上程をさせていただいたということでございます。

○友永修議長

田中議員。

○9番 田中市子議員

ちょっと透明性ということに対して、ちょっと認識が違うのかなという気がしております。ほかのものについては、透明性、一般的には透明性という、会計帳簿の公開であったり領収書の貼付、今、議会事務局によってチェックも受けてるしという、会計的な透明性というか、そういうところが大事、まず一番言われているところで、ほかのものについては、ですから、オーケーという考え方ですよね。これ、後で聞きますけども。

広報費のみがこの政務活動費の使途ではありませんので、ほかのものについてはオーケー、今では十分できているということで、ただ、このルールを守っていない会派がある。その支出については、一定、何とか、出した後、領収書なんかもつけて、そこに大きな問題があったのかなというふうに思うところです。要は内容のことだけをおっしやっているのか、ちょっとそこがよく分からないと。これはもうお答えいただかなくて結構なんですけれども。

私は、広報紙に対するルールを守らない会派があるということで、それに対しては、やっぱり今は出されたルールはちゃんと守りながらやっていくべきだという意見と同時に、その申合せ事項に関しては、今後、変更も可能ではないかと。他市の議会のことなどを聞いていても、岸和田のルールというのはかなり厳し過ぎるなというふうに思いまして、見直しも必要ではないかということも幹事長会議などで表明もしてきました。ところが、こういう声には応えるこ

となく、いきなり条例改正という手段を取ったということは、やはり納得できないなというところであります。これ、何でこういう手段を取ったか何度も答えてはるので、もうこれ以上聞きません。

先ほど、海老原議員も言うておりましたけれども、共産党会派では定例議会のたびに会派広報紙を発行しております。その配布対象も、新聞の折り込みに加えて手配りもして、約3万5000部を市民の皆さんにお届けしています。そういった中で、様々な市民の方から市政や議会についてのお問合せや御意見も頂いてます。必ずしも支持してくれてはる方ではなく、いろんな方が、意見や要望なんかも、この内容についてはどうなんやというような意見も頂くということで、市民に市政を知らせる役割を一定果たしているなというふうに思っています。

何度も聞くようですが、この会派広報紙に代わって市民に対しての責務を果たすということが必要ではないかなと思います。そのことについてどのようにお考えかを最後にお尋ねします。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、最後のくだり、田中議員からおっしゃられました質問の内容、市民に告知をしていく、知らせていくというところは、私も公明党といたしましても重要な部分だと認識をいたしております。

先ほど休憩前のときにも私、申し上げさせていだいたと思うんですが、広報紙そのものを否定しているということではないということをもう一度明らかにしておきたいと思います。ただ、それを運用する中でルールが守られないという点において、これが改善を見られないのであれば、広報費を政務活動費で使える対象から外して、も

う一度再考すべきではないか、そういった意味から、今回、市議案を提出しているという点を御理解いただけたらありがたいと思います。以上です。

○友永修議長

次に、中井議員。

○23番 中井良介議員

それでは、質問をさせていただきます。さきの質問者と重なるところもあるんですが、3点ほどお尋ねします。

まず、今回の議会活動に係るこの案件をいきなり議案として提案され、そして、多数決で事を決しようという、こういうやり方には強い疑問と危惧を感じます。

今、議会基本条例の見直しを始めたばかりです。基本条例の17条には政務活動費の執行及び書類の公開があり、また、20条には議会広報の充実の項もあります。今出されている案件は、これから議論していこうというものです。その点は提案者の中にもよく御存じのはずです。話合いをして合意を図っていくというのが当然議会の役目で、議会が言論の府と言われるゆえんです。

まず1点目に、この話合いをせずに、一方的に多数決で決めようと提案するのはどうしてか、こういうやり方をいいと思っておられるのか、お答えを頂きたいと思います。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

まず、中井議員からも御質問を頂戴いたしました。まさに議会基本条例の中の文言でございます。そういったことも踏まえては十分おりますが、それより先に、以前からこの問題が継続をして行われていたことが非常に残念な点でございます。

そして、あまりにも唐突で乱暴であるという点については、確かにその側面もない

ことはないと思っております。ただ、先ほども同じ答弁でお叱りを受けるかも分かりませんが、なかなかその点が改善をされてこなかったというところで、今回の市議案の提案に踏み切らせていただいたということでございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

実情については私も理解をしておりますが、2点目に入ります。

市民への広報活動についてです。議会基本条例は、そのことが随所に取り上げられています。第3条では、議会の活動原則の項で、市民に開かれた議会を目指すこと、市民にとって、分かりやすい議会運営に努めること、傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと、これ全て議会の中身を市民に丁寧に広報してこそできることです。第4条には、議会活動に関する情報、市政の状況について、市民に対して説明責任を果たすこと、第5条は、議会改革の推進で、議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努める、もちろん、市民からの信頼を高めるためです。

政務活動費の使途については、これまでも市民から厳しい目が向けられてきました。使途について、市民とは限らず国民全体から厳しい目が向けられてきました。住民監査請求が行われたり、領収書の公開、情報公開が行われたり、裁判になって返還命令を受けるケースや、政務活動費の不正で、その市議会の議員が何人も辞職するというような、そういうことも起こっています。

そういう意味で、この岸和田市の市議会の政務活動費については、事務局が作っていただいた議員説明資料という中に、随分政務活動費のことが触れられておるわけですが、その中で、政務活動費がどのように

使われているか、広報紙についても、議会で何度も合意を図りながら、合意を積み重ねて現在に至っているかということがよく分かります。この点では議会事務局のこれまでの努力にも敬意を表したいと思います。

質問ですが、市民への広報活動は様々な媒体で行われています。さらに市民に行き渡るようにすることは大変大事なことで、会派広報紙を否定することは大きな後退となると思いますが、その点はいかがですか。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、中井議員からの御質問を頂きました。特に私も感銘を受けたところは、市民への信頼性を高めるという文言が入ってございました。大変重要な文言だと思っております。そのためにも、ルールは、市民に対して、やはりルールを守っているんだというところをやっぱり見せていくことも信頼性を高めるものになるんだろうというふうに思っているところでございます。

そして、最後の質問でございますが、繰り返しになりますが、広報紙について否定したことはないというふうに私は認識をいたしておりますし、私自身も個人的に広報紙は発行をいたしております。そして、何よりも、この議会だより、またテレビ岸和田、ラヂオきしわだ、様々な費用を使わせていただいて、この議会の広報活動にもつながっているものだと思っております。そして、さらに細かいところまで行き届かせるために、また、議会だよりで補えない部分があるために、今回、広報紙を政務活動費で使っているという形になっているのではないかなと私も思っておりますので、そういったところについては、否定はいたしておりません。ただ、ルールの中でやりませんか、ということでございます。以

上でございます。

○友永修議長

中井議員。

○23番 中井良介議員

最後ですので。今回の議案の提案理由にもありますが、問題は使途の透明性に欠けるということではなしに、ルールを厳格に守ることが大事だと思います。今回の件が多数で可決されるのかどうかまだ分かりませんが、しかし、本来多数決で決めるものではないと思います。賛否がかなり分かれているこういう問題を多数決だけで決めていくということは、問題の解決にはならず、かえって混乱を与えるものではないかと危惧をするところです。この点で、今後どのように改善をしていくつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

今、中井議員がおっしゃっておられる最後の部分というのが、実はこれからの課題ということで私も認識をさせていただいております。

先ほど、また、休憩前にも申し上げましたが、広報紙の配布、製作について否定をしているものではございませんので、もう一度できるのであれば、再度ルールを決め直すことがいいんだろうというふうに思いますが、今のまま政務活動費で広報費を使える使途を残しておくと、ルールを守らないまま、また継続をされる可能性も否定できないわけでございます。そういったことを考えたときに、一旦ここは、断腸の思いでございますが、政務活動費の使途の中から広報費を外させていただいて、そして明確にもう一度市民にも示せれるルールを公表しながら、ルールをつくっていけばいいのではないかと、そういう方向に走っていく

ほうがいいのではないかと、そういったところを今、見詰めているところでございます。以上でございます。

○友永修議長

次に、岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今、るる説明がありました。確認の意味を込めまして、3点質問させていただきます。

まず1点目です。政務活動費が条例化され、会派広報紙が政務活動費の支出の範囲に加わることになりました。この経緯と広報紙の役割について、いま一度、提案者の御答弁よろしくお願いします。

2つ目に、政務活動費の適正な運用を期し、その使途に関し透明性を確保するため、広報費を削除するとありますけれども、透明性が確保できなかったという事例があるなら示してください。また、政務活動費の支出に関して制限をしたという事例があるのならば、それもお示ください。

3つ目に、今いろいろ大きな問題となっている広報費の問題は、発行の運用基準、ルールに関する問題点が守られていなかったというような、そういったことが大きな問題として出されています。そもそも運用基準がどうだったのかという検証をすることが必要であるというふうに私は思います。

当時、私もこの条例化をするときに、様々な形でルールづくりを決めました。そのときには、そのときに合ったルールだというふうに感じていますけれども、今この時点で、様々な議会がいろんな基準でこの広報紙の発行をしています。その中にはいろんなルールがあります。広報紙発行した後に検証して、それが正当かどうか、もしもそれが間違っていたらお金は支出をしないというようなルール、そういったこともあります。今すぐにそれをするというので

はないですけれども、そういったことを今、広報紙を発行する中でルールづくりをする必要がある。わざわざ広報費を政務活動費から外してまでそういったルールを新たに作るのではなく、今ある中でルールの基準をもう一度つくり直すということも可能ではないかなというふうに思います。

そういう意味では、今回、広報紙を乱暴に政務活動費から外すというのではなく、外さなくて、その中で検証というのができるのではないかとというふうに、また、それができる議会であるというふうに私は思うんですけど、その辺についての見解をお示ください。

○友永修議長

米田議員。

○20番 米田貴志議員

3つまとめて御質問を頂戴したと思うんですが、最後の部分が一番大事ではないかなというふうに思っております。最後の部分について、先ほど1問、2問目はほとんど前の答弁と重なると思いますので、最後の部分のところを答弁させていただきたいというふうに思います。

検証できるのではないかとということでございます。ごもっともだと思います。できていけば、これは別に売り言葉に買い言葉を申し上げるつもりではございませんが、既にできていなければおかしいのではないかなと思うわけでございます。そして、今からルールをつくればいいのではないかと。いや、もともとそういうルールで進めてきたはずでございます。そういったところも多分、そこが私どもの一番申し上げたいところかなというふうに思っております。現在のままであれば、やはりそれを引きずったまま、ルールが守れるという担保もない中、進めるのはどうかというところでございます。以上です。

○友永修議長

岸田議員。

○24番 岸田厚議員

今、1点目、2点目をスルーされてしまったんですけども、これ、大切なことなので、再度お答えをお願いします。

まず、広報費が認められた経緯、役割について、どのように思っておられるのか、それと使途基準について透明性が確保できなかった事例があるのか、また、政務活動費の支出の制限があったのかどうか、再度お示しをください。

そして、3番目の問題ですけども、これも見解の相違だというふうに思います。今のルールを守っていないから、そのルールに反しているからおかしいんだというふうなことでありますけれども、ルールそのものが本当に正しいのかどうかという検証が必要ではないかというふうに私は思っています。正しいというか、間違っていないけれども、そのルールが本当に今の実情に合ったものなのかどうか、それがやはり必要ではないか。今のルールがあるんだから、そのルールを守っていないから駄目なんだというふうな結論になるのか、そのルールも含めて、今の運用基準をもう一度見直してやっていくというような方向がないのかどうか、その辺について御答弁をお願いします。

○友永修議長

南議員。

○14番 南加代子議員

今、岸田議員の全てのお答えはできませんけれども、この平成27年の10月頃から、この広報紙の発行について政務活動費の対象となったということです。先ほど、ルールの改定はその間でおっしゃいました。その間を、あれから相当な年数がたっておりますが、それからずっと広報紙の発行はなされてきました。けれども、様々な、

幹事長会でも、先ほどから、何というのかな、広報紙の発行については、政務活動費を使った発行についてのこの申合せ事項、これ、本当に私たちは大事なことやと思って今までもやってまいりました。

その中で9点ございますが、その9点についても、皆様から発行されている会派の広報紙が、これが大丈夫なのかどうか、これで皆さんが本当にこの広報を全てこれで網羅されているのか、内容等にも、私たちも皆さんがルールを守りながらやってこられたと思いますが、なかなかそれが、今回は何度もあった中でも難しかったというところもあって、このような議案を提出させていただいております。

その中で遵守をされている会派もございます。その中でおっしゃっていることは本当にそのとおりだと思います、言っていることは。だけれども、だからこそ私たちが議会として、これから申合せ事項のとおり、また、ルールが今の時代と合っていないならば、これからそれも今後いろいろと皆さんと議論をしていくことにもなるかと思えますけれども、まずはここで再度、この広報紙についても政務活動費という皆様の大切な税金をどのように私たちが議会広報として利用させていただくのかというところも併せて、もう一度皆さんでやっていく、議論すべきではないかということで、今回のこの議案の提出になったというところが私たちの思いであります。以上です。

○友永修議長

よろしいですか。岸田議員。

○24番 岸田厚議員

すいません、3回目で終わりになるんですけども、結局は政務活動費の支出の制限が事例があるのかということについては答弁ありませんでした。これについては、やはり透明性を確保するという点で言えば、

先ほど言ったように、もしもルールが間違っていて支出をしていけば当然、返還されなければならないということになるわけですが、私のところで言えば、別にそれがなかった……。〔発言する者あり〕1件あった。それはやはり透明性が確保されてたからそれができたわけです。ということは透明性があるというふうに私は思います。だから、その透明性がないということはないというふうに私は言いたい。逆に言えば、その政務活動費の今のルールで十分透明性が担保されているということになるというふうに思います。だから削除する必要はないというふうに思います。

それと、この運用基準の問題ですけれども、先ほど中井議員のほうからありましたように、議会改革検討委員会や議運でやはり十分検討して提案すべきだったのではないかと。今まさに乱暴にこういった形で提案することは、やはり私は許されないのではないかと。というふうに思います。広報費は議会の調査研究と政策立案の前提となる市民の声を把握するために不可欠なものでもあります。いろんな裁判例でもその必要が認められています。

広報費を削除すれば、市民への説明責任、議会の透明性がやはり低下をしていく。また、資金力のある議員だけが情報発信するのではなく、この政務活動費を使って発行できるというのは大変やはり有意義なものであります。問題は広報費ではなく、不適切な使い方であり、削除ではなく基準の厳格化こそ今必要になるというふうに思います。その辺を捉え、乱暴にこの議会で多数をもって議決することがないよう求めて、私の質問は終わります。

○友永修議長

以上で通告による質疑が終わりました。
他に質疑はありませんか。烏野議員。

○13番 烏野隆生議員

この際、動議を提出します。

ただいま議題となっております市議案第3号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、烏野議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○友永修議長

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○友永修議長

起立多数です。よって、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

本会議における質疑を続行します。

ただいまのとおり、本動議を直ちに議題として採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」の声あり〕

○友永修議長

よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

（発言する者あり）

○友永修議長

質疑なしと認めます。（発言する者あり）

もう先ほど動議は終わりましたので。

(発言する者あり)

○友永修議長

認めません。もう終わってます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

まず、高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

TBSは今日死んだに等しい。1996年3月23日、TBSの報道番組「筑紫哲也NEWS23」の生放送中、メインキャスターの筑紫哲也氏が自局を激しく批判したテレビ史に残る極めて異例の発言です。当時のメインキャスターは、スーツにネクタイ着用が絶対的な暗黙の了解だった時代において、筑紫氏は身内の大不祥事に対する怒りや非常事態を視覚的にも強く印象づけるため、あえてネクタイを外して画面に現れました。

この発言の発端となった1995年10月に起きたTBSのワイドショー「3時にあいましょう」のスタッフがオウム真理教を批判していた坂本堤弁護士のインタビュー映像を放送前に教団幹部に見せたことで、本件と同じく検閲にかかるということになっております。

私もこの喪服で、これだけ何人も質問で問われたにもかかわらず、何ひとつ答弁できなかったことで明白ですが、立法事実、法根拠、説明、そしてルール破りと何度も言いながら、慣習として認容し続け、是正をする住民監査請求すら行うことなく、公明党が大事にする憲法違反の検閲を押し通した挙げ句、法の趣旨を無視した岸和田市議会が死んだ日に等しいと告げ、反対討論を始めます。

6月30日、再選された岸本聡子杉並区長を人々は歓喜で迎えました。おっさん政治にノーと言える杉並の選挙が日本各地に広

がれば、政治は国民のものになると言われますが、本案は、それに真っ向から抵抗する愚策だと説明します。

市民の皆様には、提案会派だけでなく賛成議員が束になっても何らの説明もできないといったお見苦しいものを見せてしまいました。

本案に賛成する各議員が所属をする政党の広報紙に関する活躍を御紹介しますと、維新は、私が2人辞職をさせた堺市と尼崎市で、自民は1600万円架空チラシの東大阪市をはじめ、北海道、徳島県、神戸市、横浜市など各地で、そして非常にルールに厳格な公明党につきましては、千代田区ではガールズバーの代金を返還しておりますけれども、1190万円架空チラシの杉並区、大田区、兵庫県で、それぞれ反復継続して政務活動費支出の違法チラシ代金の横領を業として行っているながらも、本案のように法の趣旨をねじ曲げる条例に改悪することはありません。それほど市民への広報は重要で、党すら法教育を投げ出した者たちが賛同する、無知でならず者による条例案だと示しております。

私が提示をした全国議会で使われている参考資料は、2012年の自治法改正で、調査研究から調査研究その他の活動に充当可能範囲を拡大したことを大前提として、広報紙の発行を大前提として、議会報告や市政の課題に係る調査研究活動の内容及びそれに基づく提言等の内容を記載するもので、政党活動、選挙活動、後援会活動とみなされるものや、2010年11月5日の東京高裁判決に基づき、自身の写真の大きさを縦横ともA4の用紙の長さの5分の1程度以内と定めるものです。

これら議会の制度や常識に鑑みても、本案は意味がないどころか、民主主義の基本である情報公開に逆行しており、反民主

義だと子供でも分かるものです。

違法でも何でもない政活費の、違法が証明できない政活費の透明性を理由とし、また、ほかの賛成議員も、この後、税金の節約ということを言うでしょうけども、さきの農業委員会での南議員の前人未到の4期目だけではなく、公明は議員特権には貪欲です。

2024年度政務活動費会計帳簿では、4月16日視察交通費宿泊費として、旅費17万5600円、借料及び損料2万4300円とありますが、どこに泊まったかなど明細は隠蔽されております。

にじの会は、ホテル名、交通手段など、会計帳簿を見れば分かるように記載をしております。7月5日には岸和田から伊丹空港までの往復交通費プラス日当として2万4900円が支出されておりますが、にじの会では計上していない日当をいまだに得ているということを確認しまして、私は驚愕いたしました。

7月25日には、宿泊代として4万8000円計上されているのに、それ以外として12万6720円が計上されており、明細は情報公開請求しなければ見られませんので、帳簿だけを見ると、使途不明金と判断される状態です。このような隠蔽が続いてきたからこそ、今月より全ての経費の領収書を議会ホームページにアップをして、市民が監視しやすいように私が改善しています。

また、視察報告も、米田議員による長崎の「特色ある平和教育について」が最多文字数で3300字ですが、私の報告は1万字を超えるのがざらで、去年は7万字を超えるものもありました。ちなみにそのときの経費は、春木から関空までの電車賃1440円しか計上せず、飛行機代などは全て自腹でございます。

同様に、市政報告も会派の政務活動費分

以外に、自腹で毎議会3万部以上配布をしており、広報紙のことを議案にしたいのであれば、せめてこの程度はしてからでなければ、法の趣旨や政党に逆らってよりも前に、発言の資格があるのかと問う市民は少なくないでしょう。

ほかの次世代、維新、未来も、会計帳簿を見ても記載が少ないだけではなく、そもそも登庁時間が少ないですが、日々何をしているのか、報酬に見合う仕事をしていると市民に説明するのが先だと市民の誰もが思うことを代弁しておきます。

法の趣旨に反する決まりはほかにもあり、1人会派は会派広報紙を発行できず、それについても2011年9月30日付、仙台高裁判決などから、不支給の取消しを求める訴訟を議員から提訴されれば市が敗訴しますよと説明をしましたが、唯一公明だけが何の根拠も示さず反対をしております。

本案も同様の訴訟があれば、法の趣旨の濫用として市が敗訴をする蓋然性がありますが、訴訟費用は、その原因をつくった公明ではなく、本市が税金で払うということになります。何度も言いますが、違憲の検閲は憲法違反であって、それを正として市民に負担を負わせるということであります。

このように、議員特権は謳歌をするが、そのリスクは税金による負担を迫り、立法者であるにもかかわらず法の基本的知識すらない公明党や自民党、反甫議員、維新、藤原議員、中岡議員は、反党行為として離党させられるでしょうが、本市議会としても賛成議員を含め、この場で辞職届を書くよう申しつけ、山口那津男、北側一雄弁護士、富田茂之法務副大臣・法務大臣政務官、秋野公造参議院法務委員長の声を代弁し、責任ある人が責任ある形で説明せず、熟議をさせず、どうでもいいと市民に思わせる

本悪計の反対討論といたします。

○友永修議長

次に、末原議員。

(18番 末原佳一議員登壇)

○18番 末原佳一議員

市議案第3号岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加いたします。

議会のルールを無視して政務活動費を使い、会派広報紙を発行し、配布したことは大変遺憾であり、伝統ある岸和田市議会の信頼関係を破壊した行為は言語道断であります。社会のルールは、集団の秩序を保ち、安全で安心な生活を送るために不可欠であります。議会には議会のルールがあり、議会の秩序を保つためには不可欠であり、重んじなければなりません。

本市議会会議規則第144条には、議員は議会の品位を重んじなければならないとあります。品位とは、人が持つ気高さや上品さ、品格で、具体的には、身だしなみや言葉遣い、マナーやルールを指します。ゆえに、本市議会会議規則第144条及び本市議会議員政治倫理条例第3条の1、品位と名誉を損なう一切の行為を慎むこと、同条10、法令及び市の条例、規則等を遵守することとあり、条例や規則に違反する許されない行為であります。

広報紙の発行においては、政務活動費を使用することから、透明性、公正性を保つため、幹事長会で可否の下、発行及び配布の判断がされますが、その決定を無視し、発行及び配布されていることから、透明性、公正性が担保できない状況にあり、議会での約束事がほごにされています。よって、改正理由にあるとおり、政務活動費の適正な運用を期し、その使途に関し透明性を確保するため、これを充てることができる経費の範囲から広報費を削除することから、

関係する規定の整備を図るため、本市議案のとおり改正するものであります。議員の皆様のご賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○友永修議長

次に、井舎議員。

(15番 井舎英生議員登壇)

○15番 井舎英生議員

無所属フォーラムの井舎英生です。市議案第3号に関して反対の立場から討論を行います。

実はこの市議案を聞いたのは、今週の初め、月曜日ぐらい。エレベーターの中で、公明党幹事長から立ち話みたいな形で聞きました。びっくりしました。このような重要な議案を出されるのに、そういうような通知の仕方をされるのかと。実は私、公の党であります公明党会派は非常に品位のある、品格のある、また、政治姿勢も清潔でというふうに思っていました。ただ、この市議案、このような市議案をエレベーターの中で立ち話で話される、我々無所属フォーラムはその程度かなというふうに非常にがっかりした次第であります。

今回、いろいろ問題になっているのは、政務活動費を広報費に、広報紙発行に使えなくするという議案です。何度も言いますが、今のルールがそんなに難しいルールじゃなくて、我々も普通に、共産党さんもそうですけど、守っているわけです。このルールに従って、何も広報紙発行しない公明党さんからこのような議案を出されることは非常に失望しています。それで、ちょっと文章をつくりましたので読みます。

まず、反対討論の中身ですけれども、岸和田市議会基本条例の第3章に関して、第7条では、議会は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、市民に対し積極的にその有する情報を発信

し、説明責任を十分に果たさなければならぬと規定されています。また、第7章、政務活動費に関しては、第17条で、議員は、政策立案又は提案を行うため、調査研究に資するために交付された政務活動費の執行に当たっては、岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例第27号を遵守しなければならないとされています。

そして、この議会基本条例に関連してですが、岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例というのがあります。その第1条に、この条例は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、岸和田市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものと規定されています。

そして、第5条では、政務活動費は、会派が行う市政に関する調査研究、研修及び広報に要する経費に交付すると規定されています。すなわち、広報費は、会派が市政に関する調査研究について市民に報告するために広報紙を発行することに要する経費と明らかに定義されています。

私たち議員は、市民へ市政や議会の情報をお知らせする責務があります。主役である市民が知らない間に、会派広報紙に政務活動費を使わせないとする条例改正は、これは改悪と言えるんですが、市民を全く無視した非民主的な危険な行為であります。市民には知る権利があります。これは、市や市議会の広報紙だけでなく、いろいろな立場、考えの議員の意見を得る必要があるわけです。

市内全域に広く、今、新聞では、私たちも約3万部配布しておりますが、広く配布されている各会派の発行する広報紙は、その一助となっていることに間違いありません。

ん。

今いろいろ透明性というふうなお話が、答弁が公明党からもありましたが、透明性は担保、確保しておりますよ、全部支払いも。ただ、申合せ事項のところ、ある会派がなかなか守らない、検閲されているというような言葉で守らないという、それぐらいのものです、私が知る限り。特にそれさえなければ、自由な意見で議会報告を市民に対してするというところに、非常にこれ、有効に役立っておると思います。

したがって、この一番問題は、市民の知る権利の制約につながりかねない今回の市議案第3号であります。

以上をもちまして私の反対討論といたしますが、議員の皆様のご理解、御賛同をお願いいたします。御清聴ありがとうございます。

○友永修議長

次に、中岡議員。

(4番 中岡佐織議員登壇)

○4番 中岡佐織議員

中岡佐織です。市議案第3号、私は本議案に賛成の立場から討論をいたします。

まず申し上げたいのですが、こちら、この本議案は市民への情報発信そのものを否定するものではありません。議会基本条例には、市民に対し積極的に情報発信し、説明責任を果たすことが規定されています。これは当然、今後も各議員、各会派も果たしていくべき責務です。

一方で、今回問われているのは、その情報発信に要する広報の費用を、デジタル化を推進していかなければならない時代においても、税金である政務活動費で負担し続ける必要があるのかという点に私は着目しております。

現在、行政や学校をはじめ、社会全体でデジタル化が進められています。限られた

財源の中で、効率的かつ効果的な情報発信へと転換していくことは、時代の流れであり、私たち議会も率先してその姿勢を示していくべきではないでしょうか。

ホームページやSNSなど政務活動費を使わなくても、市民へ情報を届ける手段は数多くあります。情報発信の責務はこれまでどおり果たしながら、その手法を時代に合わせて見直していくことは、決して市民サービスの後退ではなく、議会自らがデジタル化を先導していくことにもつながると考えます。

もちろん、デジタルだけでは情報が届きにくい方への配慮も必要です。しかし、そのために紙媒体による広報が必要であると考えるのであれば、それは、各議員が自らの責任において私費で発行すればよいのではないのでしょうか。情報発信は続ける。しかし、その費用まで税金で負担しなければならないとは考えません。

また、市民への情報発信を充実させる方法は、会派チラシだけではありません。この機会に、議会全体として、より効果的で公平な情報発信の在り方を検討していくべきであると考えます。

私は、現在発行している議会だよりについても、今後は、より見やすく、より読みやすいものへと充実を図っていく議論が必要であると考え議員の1人です。例えば、議会だよりをさらに充実させ、会派チラシが担っている情報発信の役割も一定果たすことができれば、経費の削減につながるだけでなく、市民の皆様にとっても、より分かりやすく充実した情報発信につながるのではないのでしょうか。

議会全体の広報を充実させることで、市民の皆様へより分かりやすく、より多くの情報を届けることができれば、会派ごとのチラシと同等、あるいはそれ以上の情報発

信力を持つ媒体となる可能性も十分にあると考えます。

もちろん、その具体的な内容や手法については、今後さらに議論を重ねていく必要があります。しかし、市民への情報発信を充実させる方法は決して1つではありません。議会全体で知恵を出し合い、より効果的な情報発信の在り方を検討していけばよいと考えます。

私は議員になって以来、市政報告についてはSNSなどのデジタルでの情報発信やタウンミーティングを中心に行っていました。また、市政報告についても制度上は政務活動費の対象とされていますが、私自身が発行する場合は、これまで1度も政務活動費を使わず、全て私費で発行してまいりました。

一方で、会派控室の通信経費や研修、視察などについては、制度として認められているものとして政務活動費を活用してきました。しかし、最近、今年度は政務活動費を一切使わず、SNSや自費による市政報告チラシの発行、視察も行っておりますが、その結果、政務活動費を使わなくても議員活動に何ら不自由はなく、現在支給されている議員報酬の範囲で十分に活動できることを自ら経験を通して実感しています。

その経験から、今回争点となっている広報費、会派チラシへの充当だけではなく、政務活動費そのものの在り方についても、市民目線で議論を深める時期に来ているのではないかと考えるようになりました。しかし、本日はその是非を論じる場ではありません。だからこそ、この機会に、まずは見直せるものから見直していくべきであります。市民の皆様からお預かりした大切な税金である以上、その用途は常に時代に合わせて見直し、より適正な制度へと改めていく必要があります。

最後に、私自身の考えを申し上げます。
本議案は、市民への情報発信を否定するものではありません。情報発信の手法を時代に合わせて見直し、税金をより適正に活用していくための改正であります。市民の皆様の理解と信頼を得るためにも、時代に即した制度へと一歩踏み出すべきであることを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○友永修議長

次に、田中議員。

(9番 田中市子議員登壇)

○9番 田中市子議員

日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

今回の市議案は、使途の透明性の確保を理由に、岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の広報費のみを削除するというものです。

この市議案の第1の問題点は、透明性の確保と言いつつ、その対象が広報費のみに限られているということで、また、その上、その透明性についてどのような問題があったのか、具体例を尋ねても明確な答えを得ることができないというところにあります。申合せのルール違反があったためということに返答も終始しておりました。これが透明性の欠如につながるのかということに対しては、甚だ疑問を持っております。

透明性については、広報費も他の対象と同様に、議会事務局によるチェックを受け、領収書の添付義務、収支報告書や会計帳簿の公開、剰余金の返還、市民監査請求が可能というふうになっています。また、それのみならず、広報紙の発行についての申合せとして、ほかの対象にはない細かい事項が決められ、それをクリアできなければ基本的には発行することもできないという厳しい条件となっているのが、現在の本市議会での会派広報紙の状況です。

また、発行後でも使途基準から外れているところが発覚すれば、住民監査請求が行われ、返還という対応もあり、こういったことが機能しているのは透明性の表れにはかなりません。これで透明性がないというのであれば、ほかにどのような条件を設けることが必要なのか、それを広報紙の発行に対して求めるのであれば、ほかの使途に関しても検討が必要なのではないかということです。このように、そもそも透明性ということを理由にすることそのものが理解し難いものであります。

2つ目は、今回の方法、手続にも大きな問題があるということを指摘しておきたいと思います。それは、今回の市議案提出そのものが唐突であるということです。

これまでも広報紙発行の在り方について疑問視する声も聞いてはいました。また、その理由は、透明性ということではなく、議員間の確認事項である広報紙の発行についての申合せを守らない会派があるからということではなかったかと思います。日本共産党会派としては、この申合せも厳守して広報紙の発行を続けてきましたが、同時に、他市の事例を見ると、申合せの内容の見直しも必要ではないかと意見表明もしてきておりました。議会の中で問題と感ずることがあれば、まずは議会内で討議すべきではないでしょうか。

また、そのための仕組みが今の議会にないかというと、そんなことはありません。そのための仕組みもあります。幹事長会や、その幹事長会が委嘱して、議会改革について検討する議会改革検討委員会、また議会運営委員会などです。また、議会改革検討委員会では、現在まさに岸和田市議会基本条例の見直しが始まったところです。こういったことを飛ばしての今回の提出です。

また、この市議案の提出の仕方について

も、数日前、立ち話のような形で申入れがあったのみで、正式に提出されることが分かって、その文書を見ることができたのは昨日の幹事長会場であったという点にも、話合いを軽視し、多数決ありきという民主主義の履き違えと言えるもので、断じて許すことができないものであります。ルールということで、発行に関するルールということ声を高く言うのであれば、まずは市議会がその話合いのルールを守るべきではないかということを申し上げます。

また、最大の問題と感じているのは、今回の広報費の削除は、本市の憲法とも言える岸和田市自治基本条例第3章第10条に、議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めるとあること、また、岸和田市議会基本条例第4条には、議員の活動原則として、議会に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明責任を果たすこととあります。第3章7条には、議会は、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ等の多様な媒体を用いて、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならないとあるように、議会とその構成員であり、市民から選出された私たち議員が広く市民に対して情報を提供する責務があるということは明らかであり、その有効な手段である広報紙を削除することは、市民に対しての任務の実効性が後退することになるからです。

広報紙に代わる方法というのをお示しいただきましたが、現在の時点で幅広く市民に届けるという点では、まだまだ疑問の残るものであります。自治基本条例で議員の責務とされていることを大幅に後退させる変更を、市民への説明の機会や市民の意見表明の機会もなく、市議案として押し通そうとすることは、議会としてあるまじきこ

とであると考えます。

また、政務活動費はそもそも何のためにあるのかというところです。その在り方が、平成24年の地方自治法改正で、政務調査費から政務活動費に改正され、調査研究から調査研究その他の活動に充当可能範囲を拡大、その中で、議員や会派による広報活動なども例示されるようになった経過をどのように捉えているのでしょうか。

地方自治法100条に見られるように、政務活動は、地方議員が市民の声を政策に反映させるための専門的な調査研究、そして住民への市政や活動の報告を行うための基盤となる公費です。これを有効に活用し、市民に還元していくことが議員の役割です。また、そのような資金を自前で確保することができない、そういった人にも議員としての道を開くためにも、政務活動費の存在があります。そのような中で、本市でも2016年6月、定例市議会で、この政務活動費の中に広報費をとということが全会一致で議決されたものです。

今回の市議案は、開かれた議会にという市議会の在り方を10年逆戻りさせるものであり、市民に対しての責任が問われるものであります。

以上の理由により、この市議案は受け入れ難いものであります。議員各位の御賛同をお願いして、反対討論といたします。ありがとうございました。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第3号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。
なお、着席の議員は本件に反対とみなしま

す。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は可決されました。

○友永修議長

次に、日程第44、市議案第4号ニコチン含有電子たばこの違法流通及びネット販売の規制強化に関する意見書を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。反甫議員。

(11番 反甫旭議員登壇)

○11番 反甫旭議員

ただいま上程されました市議案第4号ニコチン含有電子たばこの違法流通及びネット販売の規制強化に関する意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

ニコチン含有電子たばこの違法流通 及びネット販売の規制強化に関する 意見書

ニコチン入りの使い捨て電子たばこは、「ニコチン」と「パフ」を組み合わせた造語で、小型デバイスにバッテリーとニコチン入りリキッドが一体化しており、開封してすぐに吸える手軽さが特徴の通称ニコパフとして、若者を中心に手軽さやコストパフォーマンスの良さから急速に普及している。

製品によっては1万5千～4万パフといった吸引回数が設定されており、紙巻きたばこ換算で数十箱分に相当するニコチンを吸引する場合もあり、高濃度ニコチンによる健康被害や依存症のリスクが高い。

日本国内では、ニコチン入り電子たばこは医薬品に分類され、厚生労働省の承

認がない限り、販売や譲渡は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されているため、SNSやフリマアプリでの販売、友人への譲渡も違法となる可能性がある一方、個人が自分で使用する目的で海外から輸入する場合は合法で、所定の数量制限を守れば、合法となっている現状にある。

また、意識障害、呼吸抑制、手足の激しい痙攣などを引き起こす極めて危険な物質であるエトミデートを主成分とする「ゾンビたばこ」は、薬機法上の「指定薬物」に指定され、所持や使用、購入が厳しく禁止されているが、電子たばこ用のリキッドに混入されることで、一般的な電子たばこ外見や煙だけで見分けることは不可能となっていることも、同根の問題である。

このような法の欠缺により、特に、10代の若者が手軽に入手し、健康被害や依存症に陥る事例が散見されており、「脱法的な流通」を十分に阻止し、国民の健康、とりわけ次世代を担う青少年の心身を保護するため、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

1 ネット販売及びSNS取引の監視・摘発強化

SNS等を介した個人間取引や、不適切なネット販売サイトのモニタリングを強化し、薬機法違反としての摘発及びサイト閉鎖などの行政処分を徹底すること。

2 個人輸入制度の見直しと水際対策の厳格化

「個人輸入」が販売目的の事実上の隠れ蓑となっている現状を鑑み、ニコチン含有電子たばこの輸入規制を厳格化し、税関等での検査体制を拡充すること。

3 若年層に対する啓発活動の推進

学校教育や地域社会において、これら

未承認の電子たばこの危険性や違法性について正しい知識を普及させ、若者が容易に手を出さないよう啓発活動を強化すること。

4 包括的な法規制の検討

現行の葉煙法やたばこ事業法の枠組みを超えた、ニコチン含有製品の新たな流通規制や所持に関する罰則など、実効性のある法制上の措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月3日

岸和田市議会

以上、議員各位の満場の御賛同をお願いし、市議案第4号の提案理由の説明といたします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。西田議員。

○17番 西田武史議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第4号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、西田議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は、原案を可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第45、市議案第5号大阪市を廃止・分割する構想および府民投票での実施に反対し、その違憲性を問う意見書を上程します。

本件について、提案理由の説明を求めます。高比良議員。

（5番 高比良正明議員登壇）

○5番 高比良正明議員

名誉毀損で書類送検までされながら屋上屋を重ねる栞原議員にあきれますけれども、職務上仕方がないので読みます。

ただいま上程をされました市議案第5号大阪市を廃止・分割する構想および府民投票での実施に反対し、その違憲性を問う意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明といたします。

現在、国会において、いわゆる「副首都法案（都構想関連法案）」の付則を利用し、大都市地域における特別区の設置に関する法律（大都市法）を特例改正することで、住民投票の対象を府民全体へ拡大しようとする極めて不当な法制化の

動きが進められている。

5月28日公表された日本維新の会の「副首都法案」の原案では、都道府県を「都」に名称変更できる規定が盛り込まれた。

これにより、特別区の設置と「都」への名称変更を一体として問う場合、道府県民を対象にした住民投票が実施でき、同時に問うことが可能とされ、それに付随して、大阪府および大阪市において、大阪市を廃止して複数の特別区に分割する「大阪都構想」の住民投票が2027年統一地方選挙と同時施行に向けて推進されている。

しかし、これらは、2015年に約32億円（大阪府及び大阪市が支出した「都構想の制度設計（法定協議会など）の運営費」「事務局の人件費」「全戸配布のパンフレットや住民説明会などの広報費」など都構想全体の関連経費）、2020年（同じく16億円）を大阪維新の会による政争のために無駄に支出したことの繰り返しであり、およそ住民自治とは乖離したものであった反省や検証をないがしろにした3回目となる住民投票であり、1政党の志向のみに基づく、いたずらに住民の生活と福祉に直結する基礎自治体の存在を脅かす愚策にすぎない。

これら大阪市の解体を目的とする今回の構想における手続および制度設計には重大な憲法違反の疑いがあると考え、本件に強く反対する。

第1に、1889年より市制を施行する政令市である大阪市という大規模で歴史ある基礎自治体を廃止することは、280万市民に対する住民サービスや都市の総合力を低下させる懸念が極めて大きい。

これまで2度にわたる住民投票（大都市地域における特別区の設置に関する法

律第7条第1項に基づくもの）において、市民はすでに大阪市の存続という明確な民意を2度示しており、これに反して制度変更の手続きを繰り返す手法は容認できない。

第2に、大阪市の廃止・特別区設置の賛否を問う投票権を大阪府民全体に拡大する仕組みは、憲法第92条および第95条に明白に違反する。

憲法第92条が保障する地方自治の本旨には、自らの地域のあり方はその地域の住民が決定するという「住民自治」の原則が含まれている。

大阪市の解体・消滅は、大阪市民の生活と権利に直接的かつ固有の影響を与える事案であるにもかかわらず、市民以外の圧倒的多数（約600万人）の府民による投票結果で大阪市の運命を決定することは、大阪市民の住民自治の権利を不当に剥奪・侵害するものであり、憲法第92条に違反する。

また、特定の自治体にのみ適用される重大な変更において、当事者の意思を埋没させる制度設計は、憲法第95条の趣旨をも踏みにじるものである。

よって、地方自治の本旨を揺るがす大阪市の廃止・分割に強く反対するとともに、憲法違反の疑いが強い府民投票による手続きの法制化および強行を行わないよう、以下に強く求める。

1 地方自治の本旨を揺るがす大阪市の廃止・分割に強く反対するとともに、憲法が保障する地方自治の観点から、憲法違反の疑いが極めて強い府民投票による手続きの法制化（いわゆる「副首都法案」とする、大都市地域における特別区の設置に関する法律の不当な特例改正など）を行わないこと。

2 政府および関係当局においては、

この深刻な懸念を厳粛に受け止め、大阪市の存続を前提とした真の地方分権と地域振興に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年7月3日

以上、市議案第5号の提案理由の説明とします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。中岡議員。

○4番 中岡佐織議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第5号につきましては、委員会付託を省略し、本会議において即決されんことを望みます。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、中岡議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を続行します。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

まず、本意見書提出は6月4日であり、この間、与党気取りの維新による姑息な、大阪市をなくし、都へ名称変更する住民投票を無関係の府民に拡大し、住民投票で一体的に決定する附則は、6月24日に自民、維新が衆議院に共同提出した確定版の法案では、2015年、2020年同様、大阪市民に限定され、都の名称も府議会議決に加え、国会の承認を経て内閣が決定することに是正をされております。

維新らが法に無知なのは、先ほどの広報廃止案でもお分かりのとおりですが、国会上程時には内閣法制局などが、そのあからさまな憲法違反条文を改善させております。本案について反対の会派は、いつもどおり討論すらしないようですが、無所属フォーラムの理由は、宇野議員が、直近では泉佐野市議選でも射手矢維新候補の応援をし、4年前に比べ650票ほど減少させ、第五列の働きを果たしましたが、いまだ任務実行中とのことでしょう。

次世代政策会議は、6月19日幹事長会で、西田幹事長が吉村知事は違憲ではないと言っているので判断を待ちたいと、2017年、18年の市長選挙候補として、維新、自民、二股をかけた報恩謝徳を実施中でしたが、見事にはしごを外されていますが、違法な市議案に賛成し、懲りない面々となっております。

維新の失政は、特に小選挙区で唯一勝たせておる大阪では顕著で、6月26日には、生野区で複数のマンホールから汚水が噴水のように吹き上がり、道路の陥没も発生していること、淀川区でも2024年7月4日、水道管が破裂をし、約10メートルもの噴水が発生しております。

維新信者はUSJに行かなくても楽しめたと評価をするのですが、会場建設費

だけでも1250億円から1.9倍の2350億円へ膨張しながらも、建設業者への未払いが解決しない失敗万博などを含め、閉幕後累計では約14兆1250億円も夢洲賭博場に税投入したおかげで、老朽管更新が遅れた結果とも言われております。

本市でも同様の維新失政により交番が削減される最適化が実行され、春木南交番は原則無人となっており、その成果に、地域住民でもある中岡議員は御満悦とお察しいたします。

切りがないのでこの辺にとどめますが、事ほどさように維新の恩恵は生活不安を惹起しており、その集大成がこの都妄想で、既に大阪市は2022年に内閣府からスーパーシティ型国家戦略特区に指定されており、産業を高度化させるための専門人材が必要となりますが、過去20年間で日本の論文ランキングは世界2位から5位に転落し、ほかの論文から引用された回数が同じ分野、出版年の論文の中で極めて上位に入る高被引用論文では4位から13位へと急落しているように、大学や研究機関が先細りしている中、それを担ってくれるのは外国人となります。

それは、総務省が2025年8月6日発表した大阪市の外国人の転入超過が全国の市区町村で最多の1万9903人にも表れていますが、スーパーシティ特区でスタートアップビザや税制優遇等様々な優遇措置を行っても、一方で、日本国を安く売ることにより自民・維新政権は熱心ですから、衰退していく日本を優秀な外国人が選んでくれなくなっているとの日本人が下請労働をするところではない現実を高市・維新支持者は感謝をしていることでしょう。

「本気の改革ほど古い体質の議会からは嫌われる」とは、元彦信者とやゆされる兵庫維新の掘井健智衆議員の言葉ですが、広

報廃止案のように、法を無視した主張だからこそ他市議会でも無視されるのであり、それが全野党欠席による国会空転に具現化されるように、本議会においても竜頭蛇尾の維新妄想は忌避されるとして、賛成討論いたします。

○友永修議長

以上で通告による討論が終わりました。

他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第5号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。
なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第46、市議案第6号太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理体制の確立を求める意見書を上程します。
本件について、提案理由の説明を求めます。高比良議員。

(5番 高比良正明議員登壇)

○5番 高比良正明議員

お疲れさまでした。最後でございます。ただいま上程をされました市議案第6号太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理体制の確立を求める意見書について、案文の朗読をもって提案理由の説明といたします。

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備の導入は全国的に急速に拡大しており、特に2012年の固定価格買取制度（F

I T) の導入以降、多くの設備が設置され、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与してきた。

一方、特に耐用年数が20年～30年程度とされている太陽光パネルについては、山林開発や景観悪化、災害リスクの増大など、多面的な課題が顕著であり、北海道釧路市では、2025年10月1日から「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」を施行し、同市内で太陽光発電施設の設置事業を行う場合には許可が必要になるなど、一般財団法人地方自治研究機構によると、太陽光発電設備等の設置を規制する特化条例は、2014年1月に大分県由布市が、同年12月に岩手県遠野市が制定し、それ以降全国各地の自治体で制定されるようになっており、2025年12月19日時点で公布されていることが確認できるものとして、336条例となっているように、法規制を待たず、自治体が独自に条例によって予防策を講じている。

また、太陽光パネルには、鉛などの有害物質が含まれる場合があるところ、今後、耐用年数を迎えた太陽光パネルの大量廃棄が見込まれ、適正処理やリサイクル体制の確立が重要な課題となっている。

しかし、現行制度においては、廃棄・撤去費用の確保や責任主体の整理が十分とは言えず、特に、事業終了により事業者が撤退した場合などの対応について、深刻な懸念がある。

本市においても、特に山間部において、大規模な太陽光発電設備（メガソーラー）が既設されており、さらなる増設や住宅用太陽光発電設備の普及が進む中で、将来の撤去・廃棄の際、不法投棄や不適切な処理をされることに関する不安や、環境への影響を心配する市民の声が高まっている。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であるとともに、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、急務となる使用済み太陽光パネルの回収・適正処理・リサイクルシステムを構築・確保し、市民の安全と環境保全を図るため、下記の措置を早急に講じられるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう強く求める。

1 使用済み太陽光パネルの回収・再資源化等について、実効性ある制度を早急に整備すること。併せて、シリコン、銀、銅、ガラス等の有用資源を回収・再利用するため、技術開発及びリサイクル施設設備への支援を強化すること。

2 太陽光発電事業者に対して、太陽光パネル廃棄時における積立金制度の履行確認や保険加入状況の把握等を通じて、発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートの確保、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を進めること。

3 地方自治体が廃棄物処理やリサイクル推進の現場で重要な役割を担うことから、太陽光発電設備の廃棄・リサイクル問題に対応できるよう、国の責任において、財政的・技術的・人的支援などを包括的な支援体制を強化拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年7月3日

以上、市議案第6号の提案理由の説明とします。

○友永修議長

ただいまの提案理由の説明について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。藤原議員。

○3番 藤原豊和議員

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております市議案第6号につきまして、委員会付託を省略し、本会議にて即決されんことを願います。

〔「賛成」の声あり〕

○友永修議長

ただいまお聞きのとおり、藤原議員から委員会付託を省略し即決されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議が成立しました。よって、本動議を直ちに議題とし、採決します。

お諮りします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、本動議のとおり決定し、本会議における質疑を行います。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○友永修議長

討論なしと認めます。

これより市議案第6号を採決します。

この採決は起立採決をもって行います。

なお、着席の議員は本件に反対とみなします。

お諮りします。本件について、原案を可とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○友永修議長

起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○友永修議長

次に、日程第47、特定事件の継続調査申出についてお諮りします。

御配付しております別紙のとおり、総務常任委員会及び議会運営委員会から特定事件の継続調査の申出がありましたので、この際、議会閉会中も継続して調査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○友永修議長

御異議なしと認めます。よって、総務常任委員会及び議会運営委員会に係る特定事件の調査に関しては、議会閉会中も継続して調査することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は滞りなく全て議了されました。

連日にわたり重要諸議案を慎重に御審議賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年第2回岸和田市議会定例会を閉会します。

午後2時55分閉会